

令和6年3月

中札内村議会定例会会議録

令和6年3月12日（火曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	森田匡彦君	教育長	上田禎子君
代表監査委員	木村誠君		

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	山崎副村長兼務	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	川尻年和君
総務課参事	山澤康宏君	総務課長補佐	下浦強君
住民課長補佐	山本一美君	住民課長補佐	平山直人君
福祉課長補佐	澤田有希君	福祉課長補佐	長井千鶴君
福祉課長補佐			
保育園長	田中直紀君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 渡辺大輔君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	平澤悟君	書記	植松菜々美君
--------	------	----	--------

◎議事日程

日 程 第 1	議案第19号	区域外の公の施設の利用に関する協議について
日 程 第 2	議案第20号	第2号会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 3	議案第21号	中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 4	議案第22号	令和6年度中札内村一般会計予算について
日 程 第 5	議案第23号	令和6年度中札内村国民健康保険特別会計予算について
日 程 第 6	議案第24号	令和6年度中札内村介護保険特別会計予算について
日 程 第 7	議案第25号	令和6年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について
日 程 第 8	議案第26号	令和6年度中札内村簡易水道事業会計予算について
日 程 第 9	議案第27号	令和6年度中札内村公共下水道事業会計予算について

◎開会宣告

○議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年3月中札内村議会定例会を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第19号 区域外の公の施設の利用に関する協議について

○議長（中井康雄君） 日程第1、議案第19号、区域外の公の施設の利用に関する協議についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、大樹町の公の施設である南十勝こども発達支援センターの本村住民の利用に関し協議するため、議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー15番、議案関係資料により説明いたしますので、資料の33ページ、新旧対照表をご参照願います。

大樹町の公の施設である南十勝こども発達支援センターの中札内村住民利用について、幕別町忠類が令和5年度末をもって共同利用を終了することに伴い、南十勝こども発達支援センターの利用及び管理運営に関する協定書の変更が必要になることから、協議のための議会の議決を求めるものであります。

主な改正内容についてですが、幕別町忠類の共同利用終了のため、利用町村は、中札内村、更別村、広尾町及び大樹町となるほか、前回、平成23年4月1日締結の際に、今回の改正で盛り込むべきとされていた内容を併せて改正しております。

また、大樹町の設置条例に基づき設置することを記載し、改正前の第2条設置及び名称を削除し、改正後の条項が繰り上がります。

34ページ、第5条管理運営協議会の設置ですが、2項において、関係町村長で構成するとし、第8条で、幹事会を設置については、幹事は関係市町村の療育担当課長とすることと整理しています。

35ページ、第10条、経費の負担ですが、令和5年度までは、5町村で均等割40%、人口割60%としていたものを、改正後は、4町村での均等割40%、人口割40%及び利用人数割20%を取り入れ、負担割合が変更になっております。

なお、協定書の締結日は、令和6年4月1日としています。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第19号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第19号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第19号、区域外の公の施設の利用に関する協議についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第20号 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第2、議案第20号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することとするため、関係する条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 議案第20号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

本条例の改正理由であります、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例ほか2条例を改正しようとするものであります。

改正分は黒ナンバー8番、議案の35ページから37ページまで記載しておりますが、内容につきましては、黒ナンバーの15番をご用意いただきまして、議案関係資料に基づきまして、ご説明いたします。

資料の37ページをお開きください。

左上段、第1条による改正として、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の改正であります、ページ上段、給与の定義に勤勉手当を追加するため、第2条に規定する給料の定義から勤勉手当を除くものとし、ページ中段、勤勉手当の支給についての条文を第14条の2として追加しております。

勤勉手当の支給であります、任期の定めが6ヶ月以上であるものとしております。

勤勉手当の支給額であります、一般職員の勤勉手当に係る規定を例として算定した額を支給することとしております。

第2項では、期末手当の準用規定を設けておりますが、これは年度をまたいで、再度、第2号会計年度任用職員として任用されたものにあつては、当該年度の任期と前年度における任期との合計が6ヶ月以上あった時は、勤勉手当の支給対象とするものであります。

次に、ページ下段の第16条の改正であります、こちらは、外国語指導助手の給料は条例によらず、任命権者が別に定めることとしておりましたが、今後は職務の特殊性等を考慮し、特に必要と認める場合は、任命権者が別に定めることとする内容へ変更するものであります。

次に、38ページをご覧ください。

左上段の第2条による改正として、第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正であります、ページ最上段になります。

勤勉手当の支給について、新たに規定を追加するため、条例名に勤勉手当を追加し、趣旨等へも勤勉手当の支給を追加するものです。

次に、40ページをお開きください。

第7条として、勤勉手当の支給の規定を追加しております。

なお、規定の追加により、7条以降の条文を1条ずつ繰り下げしており、それぞれ参照している条文も併せて整理しております。

第7条第1項の勤勉手当の支給対象ですが、任期の定めが6ヶ月以上の者、ただし、1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として、規則で定めるものを除きます。

支給額であります、職員の勤勉手当に係る規定を準用し、算定した額に100分の85を乗じて得た額とします。

なお、第1号会計年度任用職員、いわゆるパートタイムの会計年度任用職員の方は、月により報酬額が変動することから、給与条例上の給与月額、基準日以前6ヶ月以内の1ヶ月当たりの平均報酬を用いることとしております。

次に、その下段、第2項及び第3項の規定は、第2号会計年度任用職員の改正と同様、年度をまたぐ場合の通算規定となります。

続いて、43ページをお開きください。

左上の第3条による改正といたしまして、職員の育児休業等に関する条例の改正であります、育児休業している会計年度任用職員の期末勤勉手当の支給について、基準日以前、6ヶ月以内の期間において、勤務した期間がある会計年度任用職員に対して、常勤職員同様、勤勉手当を支給することとなるため、会計年度任用職員を除くこととする規定を削除するものです。

以降の改正は、文言の整理等で引用法令等の整理を行うものです。

なお、附則として、この条例の施行は、令和6年4月1日からとしております。

最後になりますが、本改正につきましては、総務省から会計年度任用職員の適正な処遇確保の観点から、令和6年度から、常勤職員と同様、勤勉手当を支給すべきとされたことにより実施するものであり、支給に必要な経費については、普通交付税により財源措置されることとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第20号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第20号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第20号、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第21号 中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中井康雄君) 日程第3、議案第21号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、この3月に策定いたしました第9期中札内村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を定めるため、現行条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、高桑福祉課長。

○福祉課長(高桑佐登美君) それでは、補足説明をさせていただきますが、まず、本村の介護保険会計の状況について、若干ご説明いたします。

介護保険料算定の基礎となります介護保険給付費につきまして、令和4年度決算においては、前年対比で278万1,000円の増の2億8,012万円となっており、また、令和5年度につきましては、2,000万円余り増の3億100万円程度になると見込んでおります。

また、本村の65歳以上、介護保険第1号被保険者は、令和5年9月末現在で1,145人、そのうち、要介護認定を受けている方は214名で、認定者の割合は18.8%となっておりますが、令和8年度には、65歳以上の方は1,170人、要介護認定者は、75歳以上の高齢者の増加に伴い、やや増加で推移し、237名になると推計しております。

一方、介護保険給付費の推計につきましては、今後3年間における保険給付費は、3億2,000万円から3億5,000万円程度になると推計しております。

これらの状況を踏まえ、令和6年度から令和8年度の介護保険料は、厚生労働省の地域

包括ケア見える化システムを使用し試算を行いました。

現状の介護保険料基準額は、第5段階で月額5,000円の設定でありましたが、月額800円アップの5,800円、年額6万9,600円とし、第9期の計画期間において、介護保険事業基金より655万円を取り崩すことで、今後3年間の介護保険事業を運営できるものと判断いたしました。

令和5年度末の介護保険事業基金の残高は2,000万円程度の見込みとなっております。

加えて、介護保険法施行令の一部を改正する政令等の公布により、第1号被保険者間での所得再配分を強化し、低所得層の保険料上昇の抑制を図るための見直しとなっております。

1点目は、高所得者層の第9段階を、所得に応じて細分化し、第13段階に多段階化した上で、保険料の標準乗率について、第10段階から第13段階までに係る割合を、現行の第9段階の割合と比べて高く設置することで、高所得者層の保険料を引き上げる一方、低所得者の保険料の増額を抑える観点から、第1段階から第3段階までに係る割合を引き下げるものです。

2点目は、標準段階や標準乗率の見直しを踏まえ、第1段階から第3段階の所得の少ない層に係る公費による軽減割合を引き下げることから、条例の一部改正を提案するものがあります。

それでは、黒ナンバー15番、議案関係資料の44ページをお開きください。

新旧対照表により説明いたしますが、保険料に関しましては、46ページ、所得段階別保険料の推移を併せてご覧ください。

まず、新旧対照表をご参照いただきますが、第2条は、保険料率を定めるもので、所得と住民税の課税状況により、現行の9段階から13段階に区分し、第1項第5号を5段階の基準額として設定、改正前の年額6万円から、改正後の6万9,600円にしようとするものです。

今回新設された第10号から第13号に係る保険料は、政令に基づき、基準額に割合を乗じた年額保険料となっております。

併せて、第1段階から第3段階の所得の少ない層に係る公費による軽減割合を引き下げる改正により、第1号第1段階から第3号第3段階にそれぞれ基準額に改正後の割合を乗じた額の記載となっております。

また、第5号第5段階以外の第4号第4段階から第9号第9段階は、政令に基づき基準額に割合を乗じた年額保険料となっております。

次に、第2条第2項及び第3項、第4項は、所得階層の低い第1階層から第3階層までの保険料につきまして、第1項の規定によらず、国の施策として公費による軽減割合を引き下げる改正により、低所得者の保険料負担の軽減強化を図るもので、第1段階については、基準額に乘じる割合を0.285に引き下げ、保険料年額を1万9,800円とし、第2段階については、基準額に乘じる割合を0.485に引き下げ、保険料年額を3万3,700円、第3段階については、基準額に乘じる割合は0.685に引き下げるため、保険料年額を4万7,600円とするものです。

次に、45ページ、第4条第3項につきましては、第2条の保険料率の多段階化により、所要の文言を追加するものです。

46ページ、所得段階別の介護保険料の推移に、第8期と第9期の介護保険料の比較を記載しております。

各段階別の対象者となる所得等の状況、基準額に対する算定方法、保険料の年額及び月額と、表の右側には、第8期保険料との差額について、年額及び月額に換算したものを記載しておりますので、ご確認いただければと思います。

なお、附則のとおり、一部改正後の条例は、令和6年4月1日より施行いたします。

以上、改正の概要のみご説明申し上げましたが、令和6年度から3年間の第9期中札内村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画につきましては、中札内村介護保険運営協議会におきまして、今年度、計5回の会議で慎重に審議、ご決定いただき、パブリックコメントを経て、先日、3月1日付けで村長への答申がありましたことをご報告いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時55分

○議長（中井康雄君） それでは、休憩前に引き続き、質疑に入らせていただきます。

以上で提案理由の説明を終わります。

議案第21号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第21号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第21号、中札内村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第22号 令和6年度中札内村一般会計予算について

◎日程第5 議案第23号 令和6年度中札内村国民健康保険特別会計予算について

◎日程第6 議案第24号 令和6年度中札内村介護保険特別会計予算について

◎日程第7 議案第25号 令和6年度中札内村後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程第8 議案第26号 令和6年度中札内村簡易水道事業会計予算について

◎日程第9 議案第27号 令和6年度中札内村公共下水道事業会計予算について

○議長（中井康雄君） この際、日程第4、議案第22号から日程第9、議案第27号までの令和6年度中札内村一般会計、各特別会計及び各事業会計予算についての6件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長（森田匡彦君） ただいま一括上程議題に供されました令和6年度各会計予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

令和6年度は、第7期まちづくり計画のテーマである「みんなでつくる！自然と笑顔になるまち なかさつない」を実現するため、地方創生の再定義をテーマに予算編成を行いました。

スローガンは、「シン・地方創生～地域の希望の向上～」であります。

人口の多寡にとらわれない地域の活性化を目指します。

地域の希望を高める具体的なアクションとして、全ての部局が住民利益への本気の貢献を目指した最重点施策メインディッシュを掲げました。

住民との情報共有をさらに強化し、協働のまちづくりを進めていくため、総計予算主義の原則に基づいて、優先度や緊急度の高さを勘案し、メリハリのある事業展開を図ってまいります。

一般会計は、令和5年度当初予算との単純比較で、対前年比0.1%の減で55億8,280万円の規模とし、国民健康保険特別会計など3つの特別会計と2つの公営企業会計を合わせた合計は、対前年比0.4%の増で72億3,319万3,000円となっております。

詳細につきましては、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、はじめに、一般会計について、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 令和6年度一般会計予算の補足説明を申し上げます。

最初に、令和6年度予算は、執行方針でも述べましたが、人口減少下にあっても希望に満ちた地域づくりが可能であり、まちづくりの機運を高め、より強固なものとするべく、地方創生を人口の多寡にとらわれない地域の希望の向上と定め、各部局による全29分野の最重点施策メインディッシュを掲げ、まちづくりを進めるための予算としております。

それでは、黒ナンバー19番の中札内村各会計予算に関する資料をご用意ください。

まずはじめに、51ページをお開きください。

こちらは、令和6年度予算における各部局における最重要施策となるメインディッシュを記載しております。9部局29分野の事業について、53ページまで記載をしております。

事業予算を合わせた合計は、新規、継続分も合わせまして3億7,000万円余りとなります。

それでは、一般会計予算について補足説明をいたします。

ページ、戻っていただきまして、1ページをお開きください。

はじめに、歳入ですが、目的別比較表で説明いたします。

1款村税についてですが、法人村民税及び固定資産税の増加などにより、村税全体で対前年比492万1,000円、0.7%の増となっております。

次に、2款から9款地方特例交付金までは、前年度の実績などを勘案しまして増減しております。

次に、10款地方交付税につきましては、3,503万3,000円、対前年比1.8%の増は、普通交付税算定における物価高に伴う光熱水費や委託料の増加経費や人事院勧告

に伴う給与改定に要する経費、また、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に伴う地方負担額につきまして、基準財政需要額への参入を見込んだことによるものです。

12款分担金及び負担金について、対前年比589万2,000円、11.4%の減は、指導主事共同設置費負担金で、令和6年度から更別への配置替えによるものであります。

14款国庫支出金について、対前年比1,223万2,000円、6.7%増の主な要因は、法改正に伴う児童手当負担金での対象拡大、また、橋梁一括点検に係る道路メンテナンス補助金などによるものです。

15款道支出金について、対前年比979万円、3.8%減の主な要因は、前年の札内川園地給水施設改修工事に係る自然環境整備補助金などの減によるものです。

17款寄附金について、対前年比1億194万5,000円、12.6%減の主な要因は、ふるさと納税1億円の減などを見込んでいるものです。

18款繰入金について、対前年比8,558万9,000円、10.7%減の主な要因は、前年の中札内中学校教室増設改修工事に伴う公共施設等整備基金繰入金の減などによるものです。

次に、20款諸収入について、対前年比3,513万3,000円、34.2%増の主な要因は、新中間処理施設整備費に充当する村積立分について、十勝圏複合事務組合から還付を受けることなどによるものです。

21款村債について、対前年比9,969万2,000円、39.4%の増の主な要因は、札内川園地トイレ炊事場整備に係る辺地対策事業債や消防自動車更新に係る緊急防災・減債事業債の増などによるものです。

次に、2ページの歳出であります。性質別比較表により説明いたします。

1の人件費について、対前年比4,630万1,000円、5.4%増の主な要因は、(1)報酬手当のうち、②会計年度任用職員(パート)で、令和6年度からの勤勉手当の支給開始及び職員数の増、また、(2)職員手当のうち、④会計年度任用職員(フルタイム)についても、同様に令和6年度からの勤勉手当の支給開始及び職員数の増などによるものです。

2の物件費について、対前年比2,009万円、1.2%減の主な要因は、(1)委託料で、キッチンスタジオ及び改善センター管理委託や牧場管理委託、リハビリテーション開始に伴う診療業務監理委託の増がある一方、(4)その他において、ふるさと納税返礼品代や運搬料の減などによるものです。

次に、3の補助費等について、対前年比1億930万2,000円減の主な要因は、(2)補助金・交付金で、肥料高騰対策として行いました農畜産物土づくり特別支援事業及び枝豆ハーベスター導入に対する農産物高効率収穫機導入補助金の減などによるものです。

次に、6、普通建設事業費について、対前年比1億731万3,000円の主な要因は、札内川園地トイレ炊事場整備工事及びまちなかキッチンスタジオ外構工事の増などによるものです。

次に、9の積立金について、対前年比1,237万6,000円の減額の主な要因ですが、(3)その他特定目的基金で、ふるさと納税の寄附金の減などによる積立の減によるものです。

一般会計の歳出合計は55億8,280万円で、対前年比600万円の減、0.1%の減となっております。

前年とほぼ同規模の予算となっております。

次に、3ページから5ページは、補助金、交付金の一覧表を、前年比較で記載をしております。

ます。

先ほど説明いたしました補助金等の明細も記載しております。

次に、6ページから8ページは、令和6年度の普通建設事業費の一覧表となっており、右側に事業概要を記載しております。

9ページ、10ページには、事業箇所を示した位置図をお付けしております。

次に、11ページであります。こちらは各基金の令和5年度末基金残高及び令和6年度末現在高見込額となっております。

次に、12ページから15ページは、村税の予算の明細書であります。

それぞれ参考にいただければと思います。

次に、16ページから50ページまでは、新年度予算における一般会計の特に特徴的な事務事業説明書となっております。

最後に、51ページから53ページは、冒頭で説明いたしましたメインディッシュとなる事業一覧となっております。

これらのうち、特に詳細説明の必要のあるものにつきましては、予算審議時に、それぞれ各担当課長等からご説明を申し上げます。

以上で一般会計の補足説明を終わらせていただきます。

○議長(中井康雄君) 次に、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計について、平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐(平山直人君) それでは、国民健康保険特別会計につきまして、説明いたします。

同じく黒ナンバー19番、予算に関する資料の54ページ、会計予算の目的別比較表をお開き願います。

まず、ページ上段の歳入でございますが、1款国民健康保険税は、歳出側、国保事業納付金の支払額から算定した結果、対前年比13.1%、1,869万円余り増額の1億6,183万5,000円を計上しており、歳入予算の構成割合は31.3%となっております。

その下、2款道支出金は、歳出側、保険給付費と同額交付される普通交付金並びに医療費の適正化対策など、保険者の努力支援に対して補填される特別交付金の収入見込みにあり、対前年比4.9%、1,495万円余り増額の3億2,248万2,000円を計上し、構成割合は62.4%となっております。

次に、4款繰入金は、歳出側、総務費による国保事業運営に係る事務費、国保税の軽減に対する公費負担分の繰入額を見込み、対前年比9.1%、325万円余り減額の3,247万4,000円を計上しております。

続きまして、ページ中段以下の歳出に移りますが、1款総務費は、前年度より41万円減額となる572万1,000円を計上しておりますが、令和4年度に全道レベル運用する機器の更新により、システム運営負担支出の減少が主な要因となっております。

その下、2款保険給付費は、医療給付等の支払支出見込み額として計上しておりますが、令和5年度における推移状況等を踏まえ、前年度より1,462万円余り増額の2億9,277万3,000円としており、構成割合は56.7%となっております。

3款国民健康保険事業費納付金は、北海道全体の医療費等の推計から、本村が支払いすべき額を按分し、示された確定納付金となりますが、対前年比10%、1,827万円増額の2億129万6,000円を計上、構成割合は38.9%となっております。

次に、5款保健事業費は、対前年比11.8%、208万円余り減額の1,558万2,000円を計上しておりますが、前年度に引き続き、重複多剤服薬情報通知及び特定健診

受診勧奨通知とジェネリック医薬品の普及対策のほか、被保険者のレセプトデータなどから医療費分析を行い、各種計画につなげる事業を継続することで、国保事業における医療費適正化と国保財政の健全化を進めてまいります。

最後に、令和6年度国保会計予算の総額は、歳入歳出とも最下段記載による前年比6.3%、3,040万円増額の5億1,680万円としております。

なお、この予算案は、過日開催されました国民健康保険運営協議会に議案として提出し、承認を得ておりますことを申し添えいたします。

続きまして、後期高齢者医療特別会計を説明いたしますので、同資料の62ページまでお進みください。

ページ上段、歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料は、広域連合において算出され提示を受けた額となりますが、対前年比3.1%、176万円増額の5,878万4,000円を計上しております。

なお、広域連合が示した保険料率は2年に1回の改正を行っており、令和6年度から新しい保険料率となります。

2款繰入金は、一般会計からの事務費等繰入並びに保険基盤安定繰入などが主なものでございますが、対前年比2.9%、64万円増額の2,291万円を見込んでおります。

次に、ページ中段からの歳出でございますが、1款総務費は、令和5年度予算とほぼ同程度の290万5,000円を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合から示された納付額となりますが、対前年比3.1%、237万円余り増額の7,818万5,000円を計上しております。

最後に、歳入歳出予算額の総額は、対前年比3.0%、240万円増額の8,170万円としております。

以上で、令和6年度国保会計、後期会計予算に係る概要説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、介護保険特別会計について、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、介護保険特別会計につきまして、同じく黒ナンバー19番、予算に関する資料により、概要のみ説明させていただきますので、55ページをお開き願います。

予算総額は、歳入歳出とも表下段に記載しておりますが、歳出側、2款保険給付費並びに4款地域支援事業費の増額に伴い、前年対比7.3%、2,500万円増額の3億6,700万円となっております。

まず、ページ上段の歳入ですが、1款介護保険料は、第1号被保険者を前年より16名ほど減の1,153人と、収納率99.7%を見込み、先ほど令和6年度からの第9期介護保険事業計画に基づく介護保険条例の一部改正をご承認いただきましたが、介護保険料基準月額及び介護保険料段階の多段階化の改正によりまして、前年度よりも1,087万円余り、15.5%増の8,110万2,000円を計上しております。

2款国庫支出金につきましては、歳出側、保険給付費並びに地域支援事業費の増額により、432万1,000円ほどの収入増を見込んでおり、前年比5.4%増の8,499万5,000円を計上しております。

その下、3款道支出金並びに4款支払基金交付金につきましても、国庫支出金と同理由による収入増を見込んでおり、道支出金が前年度比6.1%増の5,430万2,000円、支払基金交付金は、前年比6.4%増の8,813万6,000円を見込んでおります。

その下、6款繰入金につきましては、当初の段階では、介護保険事業基金の繰入を予定

しない予算編成を組み、前年比2.3%増の5,845万2,000円を計上しております。

なお、繰入金の内訳は57ページ中段に詳細を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、55ページ下段の歳出に移りますが、1款総務費は、前年度よりも57万3,000円余り、7.7%減の689万3,000円を計上しております。

その下、2款保険給付費は、令和5年度における保険給付実績のほか、居宅介護サービス費等の増加が見込まれるため、前年比2,025万2,000円、6.8%増の3億1,818万6,000円を計上しております。

次に、4款地域支援事業費では、総合事業における通所型、訪問型のサービス利用の給付費及び介護予防事業、まる元運動教室等の委託料の増加を見込み、479万円、13.4%増の4,056万1,000円を計上しております。

次に、5款基金積立金につきましては、第9期介護保険事業計画の初年度であり、当初予算においては、前年比53万1,000円増の80万1,000円を基金積立として計上しております。

なお、56ページから58ページの歳入、歳出内訳明細書並びに59ページの保険給付費の推移及び内訳につきましては、ご参照いただければと思います。

最後に、この令和6年度予算案は、2月27日開催の介護保険運営協議会において承認を得ておりますことを申し添えます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 次に、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計について、川尻施設課長。

○施設課長（川尻年和君） それでは、簡易水道事業会計について説明いたします。

黒ナンバー17番、簡易水道事業会計予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

企業会計の予算編成につきましては、地方公営企業施行令第17条に掲げる事項について、施行規則第45条に定める様式により作成しております。

それでは、1ページ、第1条に総則、第2条では、本年度の業務の予定量を定めており、（1）から（3）までは、簡水及び営農用水別に予定件数及び水量を記載しております。

（4）では、6年度予定しております建設改良事業といたしまして、南札内浄水場中央監視装置機器更新工事及び水道管移設撤去工事の予算について記載しております。

次に、第3条では、収益的収入及び支出について定めており、収入の部では、第1項営業収益1億5,296万8,000円は、簡易水道使用料及び営農用水使用料ほか、更別からの共同施設負担金によるものであります。

次に、第2項営業外収益2,966万4,000円は、総務省の繰出基準に基づく基準内繰入金と企業会計上の予算措置で、償却資産の取得等に伴う国庫補助金など、減価償却見合い分を毎年度収益化していく長期前受金戻入となります。

なお、この長期前受金戻入につきましては、現金を伴わない収益であります。

次に、支出の部にいきます。

第1項営業費用1億6,392万2,000円は、事業活動に伴って生じる費用として、南札内浄水場及び中島浄水場の維持管理費、人件費、減価償却費などであります。

なお、この減価償却費も現金を伴わない費用となります。

次に、第2項営業外費用602万7,000円は、企業債及び一時借入金の利息及び消費税などであります。

第3項予備費100万円となります。

次に、第4条では、資本的収入及び支出について定めており、水道事業の継続して維持するための建設改良費及び起債の償還金を計上するもので、第4条に記載しているとおり、収入から支出を差し引くと、不足額が852万1,000円となりますが、当年度分損益勘定保留資金で補填することとしております。

この損益勘定保留資金とは、減価償却費などの現金支出を必要としない費用の計上により保留された資金となります。

収入の部につきましては、第1項企業債1,280万円は、建設改良費に係る起債の借り入れで、第2項他会計負担金794万円は、総務省の繰出基準に基づく基準内繰入額となります。

第3項負担金670万1,000円は、南札内浄水場中央監視装置機器更新工事等に伴う更別村の負担金となります。

次に、支出の部では、第1項建設改良費2,015万円は、第2条(4)の記載の主要の建設改良事業費の工事等の工事請負費となっております。

第2項企業債償還金1,537万4,000円は、起債の償還金となります。

第3項出資金43万8,000円は、十勝中部広域水道企業団への出資となります。

次に、2ページをお開きください。

第5条では、起債の限度額を定め、第6条では、単年度で一時借入れができる限度額を2億円と定めるものであります。

第7条では、流用することのできる場合を定め、第8条では、流用できない費用として、給与及び共済費を定めるものであります。

次に、3ページをお開きください。

本予算書の3ページから6ページにつきましては、第3条及び第4条の予算について計上しております。

その詳細につきましては、黒ナンバー20番、予算に関する資料に内訳を記載しておりますので、お目通しをよろしく申し上げます。

次に、7ページをお開きください。

当初予算のキャッシュフロー計算書となります。

キャッシュフローでは、令和6年度の資金収支の状況を3つの活動区分で表し、現金の動きを把握するものであります。

この区分は、1業務活動、2投資活動、3財務活動として計算書となります。

下から3番目の資金増加額又は減少額となりますが、1,389万1,000円余りが、各区分の差し引きとなり、その下段の資金期首残高4億3,736万4,000円余りに加えて、資金期末残高となります。

次に、8ページから18ページでは、一般職及び会計年度任用職員に関する給与を、一般会計職員同様の基準で計上しております。

次に、19ページには、簡易水道事業における地方債の現在高を記載しているとともに、20ページから23ページでは、当初予算予定貸借対照表及び前年度における当初予定貸借対照表となります。

24ページにつきましては、令和5年度の当初予定損益計算書となります。

続きまして、公共下水道事業会計の概要についてご説明をいたします。

黒ナンバー18番、公共下水道事業会計予算書の1ページをお開きください。

第1条につきましては総則、第2条では、本年度の業務の予定量を定めており、(1)か

ら（３）までは、処理件数及び処理量を記載しております。

（４）では、令和６年度に予定しております主な建設改良事業といたしまして、浄化センター処理棟と管理棟における上屋防水・壁塗装外改修工事について記載しております。

次に、第３条では、収益的収入及び支出について定めており、収入の部では、第１項営業収益６，６３８万７，０００円は、主に下水道使用料によるものでございます。

第２項営業外収益１億２，９７９万９，０００円は、総務省の繰出基準に基づく基準内繰入金、企業会計上の予算措置で、償却資産の取得に伴う国庫補助金など、償却資産に見合う分を毎年度収益化していく長期前受金戻入であります。

次に、支出の部では、第１項営業費用１億８，２８３万４，０００円は、事業活動に伴って生じる費用として、浄化センターの維持管理費、人件費、減価償却費などであります。

第２項営業外費用６８７万４，０００円は、企業債、一時借入金利息及び消費税などであります。

第３項は予備費１００万円となります。

次に、第４条では、資本的収入及び支出について定めており、公共下水道事業を継続して維持管理するための建設改良費及び起債の償還金を計上するもので、第４条に記載しているとおり、収入から支出を差し引くと、不足額が４，７２９万７，０００円発生しますが、当年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

収入の部では、第１項企業債８，２８０万円は、建設改良に係る起債の借入れで、第２項国庫補助金１億５０万円は、浄化センター処理棟と管理棟における上屋防水・壁塗装外改修工事及び委託業務に係る国庫補助金となります。

第３項出資金５，３１３万８，０００円は、総務省の繰出基準に基づかない基準外繰入金であります。

第４項他会計負担金２１１万１，０００円は、総務省の繰出基準に基づく基準内繰入金となります。

第５項負担金１４２万８，０００円は、下水道受益者分担金となります。

支出の部では、第１項建設改良費１億９，７９６万８，０００円は、第２条（４）に記載の建設改良事業のほか、公共下水道柵設置工事及びストックマネジメント改定業務委託などであります。

第２項企業債償還金８，９３０万６，０００円は、起債の償還金となります。

次に、２ページをお開きください。

第５条では、起債の限度額等を定め、第６条では、単年度で一時借入れできる限度額を２億円と定めるものであります。

第７条では、流用することができる場合を定め、第８条では、流用できない費用として、給与及び共済費を定めるものであります。

次に、３ページから６ページに、第３条及び第４条の予算について記載しており、その詳細につきましては、黒ナンバー２１番、予算に関する資料に内訳書を記載しております。

お目通しをよろしくお願い申し上げます。

次に、７ページをお開きください。

当初予算のキャッシュフロー計算書となります。

キャッシュフローでは、令和６年度の資金収支の状況を３つの活動区分で表し、現金の動きを把握するものであります。

区分は、１業務活動、２投資活動、３財務活動として計算となり、下から３番目の資金増額又は減少額となりますが、▲９１７万６，０００円余りが、各区分の差し引きとな

り、各下段の資金期首残高5,791万6,000円余りに加えて、資金期末残高となります。

次に、8ページから14ページでは、一般職に関する給与費を、一般会計職員と同様の基準で計上しております。

次に、15ページには、債務負担行為に関する調書、16ページには、公共下水道における地方債の現在高を記載しているとともに、17ページから20ページには、当初予算予定貸借対照表及び前年度における当初予定貸借対照表となります。

21ページについては、令和5年度の当初予定損益計算書となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第22号から、議案第27号に係る令和6年度中札内村一般会計、各特別会計及び各事業会計予算の6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思いますが、このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第27号に係る令和6年度中札内村一般会計、各特別会計及び各事業会計予算の6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定いたします。

お諮りします。

審査の方法は、予算審査順序に従い、最初に一般会計の歳出予算を審査し、次に、歳入予算全般、債務負担行為、地方債を行い、引き続いて、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計の順に進め、最後に全般的に審査を行いたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

それでは、一般会計の歳出から審査を進めてまいります。

一般会計の審査順序については、1款、2款をまとめて、次に、3款、4款、5款をまとめて、次に、6款、7款、8款をまとめて、その後、9款、10款はそれぞれに、11款、12款、13款、14款を一括して行いたいと思います。

各款の大まかな概略についての説明を受けた後、各議員の質疑を受け、なお、質疑に当たっては、該当するページを述べていただくとともに、審査をスムーズにするため、1回の質疑を3問程度とするようにご協力願います。

それでは、1款議会費、2款総務費の41ページから72ページとなります。

概略説明をお願いします。

中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 1款議会費と2款総務費の予算概要についてご説明申し上げます。

はじめに、予算書に基づきまして、特徴的な事業について説明をさせていただきまして、後ほど予算に関する資料に記載している事業については、最後に説明をさせていただきます。

はじめに、黒ナンバー16番の予算書をご用意いただき、46ページをお開きください。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、説明欄上段、会計年度任用職員労働保険料 1, 9 5 0 万円余りは、前年比で 3 9 0 万円余り増加しているのは、先ほどの条例改正で可決をいただきました勤勉手当の支給に伴い、共済保険料や厚生年金保険料などを計上するものです。

次に、4 9 ページをご覧ください。

説明欄下段、1 8 節退職手当組合負担金 3, 4 0 0 万円余りは、前年比で 1, 5 0 0 万円余りの減となっているのは、定年延長に伴う 1 0 年間の経過措置期間となることから、普通納付金率の引き下げ改定を反映した予算となっております。

次に、5 1 ページをお開きください。

説明欄中段、ときわ野緑地植栽工事 3 9 0 万円余りは、第 5 次分譲地東側の残地部分にニオイヒバ 9 0 本を植栽し、防臭対策を行おうとするものです。

次に、5 3 ページをお開きください。

6 目車両管理費、説明欄中段、役場庁舎カーポート設置工事 1 1 0 万円余りは、P H E V の導入に伴い、車両 3 台が収納可能なカーポートを新設しようとするものです。

次に、5 4 ページをお開きください。

7 目電子計算費、説明欄下段、パソコン設定委託 4 7 0 万円余りは、令和 7 年 1 0 月に予定されているウィンドウズ 1 0 のサポート終了に対応するため、1 5 0 台分のパソコン設定を行おうとするものです。

次に、5 5 ページをご覧ください。

説明欄上段、児童手当システム改修委託 2 9 0 万円余りは、児童手当の高校生世代までの支給期間延長や所得制限撤廃など、制度拡充に伴い、システム改修するものです。

次に、5 6 ページをお開きください。

説明欄上段、M i c r o s o f t 3 6 5 ライセンス使用料 2 5 0 万円余りは、ウィンドウズ 1 0 のサポート終了に伴い、更新するパソコンでワードやエクセル等もマイクロソフトオフィスを使用するため、ライセンスを購入しようとするものです。

次に、5 7 ページをお開きください。

2 款総務費、2 項企画費、1 目企画総務費、説明欄下段、企業立地促進補助金 1 3 0 万円余りは、創業開始後、新たな固定資産税が課されてから 5 年間、固定資産相当額を助成するもので、3 社分を見込んでおります。

次に、5 9 ページをお開きください。

2 項企画費、2 目広報広聴費、説明欄下段、L I N E 配信システム使用料 1 3 0 万円余りは、L I N E で情報発信するためのシステム使用料ですが、まちづくりにおける情報発信力、情報共有化をさらに強化するため、L I N E 登録者数を 1 8 歳以上の 7 割に当たる 2, 3 0 0 人を目標とし、利活用の強化を図ってまいります。

次に、6 0 ページをお開きください。

説明欄中段、防災資機材譲渡事業償還金 1 2 0 万円余りは、令和 5 年度に実施しました防災行政無線設備直流電源装置に係る元金償還開始により、前年比 1 2 8 万円余りの増となっております。

次に、6 1 ページをご覧ください。

2 項企画費、3 目まちづくり推進費、説明欄中段、地域おこし協力隊報酬 2 4 0 万円余りは、令和 5 年度補正予算計上し募集していましたイベント企画運営推進員について、現時点で応募がないことから、報酬額の一部見直しを行い、1 名分を再度募集しようとするものです。

次に、62ページをお開きください。

説明欄下段、ふるさとづくり事業480万円は、前年度実績を参考に、50万円を増額し計上するものです。

次に、黒ナンバー19番、各会計予算に関する資料の事務事業説明書をご用意いただき、17ページをお開きください。

下段、ロボット芝刈機導入事業109万4,000円は、役場庁舎周辺における芝刈作業について、自動化技術を活かした労働力の省力化、コスト低減を図るとともに、労働時間短縮分を職員の能力向上のための研修開催などを通じ、住民サービス向上につなげるよう、北海道備荒資金組合の譲渡事業を活用し、ロボット芝刈機3台を購入するとともに、庁舎外側に3箇所の外部コンセントを設置するものです。

次に、18ページをご覧ください。

上段、PHEV導入事業565万6,000円は、電気自動車1台を導入し、災害緊急時の電源供給への活用や脱炭素の普及促進に向けた広報資源として活用しようとするもので、車両購入とあわせて、EV用コンセントの設置をするものです。

次に、その下段、コミュニティバス運行管理委託1,251万8,000円については、今年度は利用者目線でのダイヤ等の見直しをするるとともに、スパ便を新設いたします。

また、毎月第1日曜日の試験運行便を定期運行便として運行しようとするものです。

次に、19ページをお開きください。

まちづくり計画後期計画策定業務委託412万5,000円は、令和8年度から始まる第7期まちづくり計画後期基本計画の策定及び第2期地方版総合戦略の改定を行うため、令和6年度からの2ヶ年で債務負担行為を設定し、実施しようとするもので、令和6年度は村民アンケートやワークショップなどを予定しております。

次に、その下段、景観計画策定調査委託467万5,000円は、令和5年度からの2ヶ年の事業で、村民ワークショップなどを通じた景観計画区域の設定や景観形成に関する方針の検討、景観計画案の作成を検討してまいります。

次に、20ページをご覧ください。

上段、六花の森イベント事業補助金800万円は、村の重要な観光資源である六花の森を活用し、アートの村中札内のPRと交流人口の増加を目指し、今年で3回目の開催となるイベントを実施し、実行委員会に対し助成を行ってまいります。

次に、その下段、ふるさと納税の推進4億2,969万9,000円は、当初予算段階では7億円の寄附金を見込むとともに、ふるさと納税に係る事務報酬、返礼品に係る報償費、手数料、委託料などの予算としております。

また、必要経費を除いた寄附額を、最下段の事業内容欄に記載のとおり、各基金へ積立を行うものであります。

令和6年度におきましては、職員の事務効率化と負担の軽減、経費率の抑制を図りつつ、業務の一部委託を検討するとともに、地場産品の消費拡大と村の魅力発信、特産品のPRを行ってまいります。

以上で概要の説明を終わらせていただきます。

○議長（中井康雄君） それでは、1款議会費、2款総務費の質疑を受けます。

質疑はありませんか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 何点か質問させていただきたいと思いますが、ページで言うと46ページ、先ほど説明もございましたけれども、会計年度任用職員労働保険料、昨年より39

0万円ほどアップしているということでございますけれども、これは勤勉手当によって手当が上がることによる労働保険料の割合約15%ぐらいかなというふうに思いますけれども、その分が上がるということで理解はできましたけれども、これに対する財源措置というのがあるのかないかお伺いしたいと思います。

勤勉手当については、地方交付税等で財源措置が行われているのかなと思いますけれども、この労働保険料についてはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 答弁願います。

中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 今回の勤勉手当の支給、会計年度に係る分につきましては、先ほど普通交付税の方でということで、基準財政需要額の包括算定経費の人口の部分のいわゆる単位費用、単価の部分で見られておりますので、そういうのも、今回ご質問のありました臨時保険料等の部分も含めて、その単位費用の方で措置されるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） この増額になります保険料分も措置がされるということで理解をいたしました。

続いて48ページです。

上の方、負担金補助及び交付金140万2,000円となっております。

昨年の予算書見ますと680万円ほどが計上されていたかと思うのですが、この減少分ですね、項目で見ますと今年度にはないのですが、JALの派遣職員さんの部分なのかなと思ひまして、ちょっと確認をさせていただきたいと思ひます。

それから、51ページ、ときわ野緑地植栽工事390万5,000円となっておりますが、先ほど説明もございましたニオイヒバの植栽を行うということで、内容を見ますと、90本ほどのやつを1メートル80間隔ほどで植えるということなののですが、ちょっと伺いますと、ヒバは成長が早いようなものもあるということなので、こういった選択基準でこのヒバを選ばれて、ある程度年数が経てば大きくなるというようなこともあるかと思ひます。

その時に、この1メートル80間隔というのが適正なのかどうなのか。その辺も考慮されての選定なのかということも、併せてお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 答弁願います。

中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） まず1点目の総務一般経費の48ページの負担金補助及び交付金の減額理由ということですが、議員おっしゃいましたとおり、JALからの職員の派遣分ということで、昨年度、こちらでは560万円ほど計上しておりましたので、議員おっしゃるとおり、主な要因としましては、その派遣が、3年間派遣いただきまして、一応今年度末をもちまして、元の職場にお戻りになるということでの減額となっております。

それから、2点目のヴィレッジときわ野5次分譲の植栽の関係でございます。

こちらにつきましては、まず、ときわ野の行政区の方とも、ちょっと私の方、役員会の方にも参加いただきまして、もともとあちらは分譲予定ではなかった土地で、ちょっと臭い対策も懸念されていたということで、行政区の方から何らかの対策をしてほしいという意見も複数いただいております、臭い対策ということで、一応植栽の業者の方に樹種の選択についてはどういったものがあるのか。

樹高の関係もありますけれども、あまり小さいものを植えてしまうと、大きくなるまで時間がかかってしまうし、あまり、今回、2メートルの樹高になりますけれども、それ以上大きな

ると、今度活着がなかなかしづらいという面もありましたので、そういったことを踏まえて、今回、2メートルの大きさの樹高の植栽の樹木を選定したという理由となっております。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） JALの派遣職員に関しては、今年度で終了をし、来年度は行わないということで理解をいたしました。

それから、ニオイヒバの選定ですね。

これ、植栽といいますと木を植えて定着を待って、その後、木が大きくなるということも当然考慮されるかと思います。

非常に成長が早いものと、どんどん大きくなって、間隔が狭まったりなんかして、何なら間引かなければならないというようなことで、今後も維持管理をしていかなければならないということもありますので、話を伺いますと、慎重に選定をされたということで理解をいたしました。

それから、52ページなのですが、上の方、工事請負費、街路灯・防犯灯設置工事ということで47万3,000円が計上されております。

この金額について、街路灯などを設置するには、金額的にはそんなに高い、高額のものではないので、この中身についてお知らせいただければと思います。

それから、58ページ、コミュニティバス運行管理費1,296万9,000円なのですが、この運行管理費の中に、今後も需要調査等々進めて適正な路線などを策定する。あるいは、新しい制度等を考案するというような需要調査に係る費用、そういったものが含まれているのかどうなのかということ、この2点をとりあえず質問とさせていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 私の方から、1点目の街路灯・防犯灯設置工事47万3,000円の内容をということで、こちらにつきましては、上札内小学校から上札内保育所に向かった交差点の中間辺りが大変暗いということで、地域からのお声がございまして、その中間辺りの電柱に共架型の街路灯を1基設置する予定としております。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 私の方からコミュニティバス運行管理費の関係になります。

こちらの方に、今後の需要調査、または適正な路線の維持するための調査というそういった費用は含まれているかということでございますけれども、こちら委託料につきましては、運行管理に係る委託料ということになっております。

また、需要調査というところについては、特にこの中には含まれておりませんが、令和5年度から車内にご意見箱というものを設置しておりますし、インターネットでもQRコードを読み取れば回答できるようなフォームをつくっておりますので、ご意見につきましては、随時そのような形でお伺いしたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 街路灯については、私も上札内の方に住んでおりますので、この話は伺っておりました。

学校から保育所に向かう道のところ、街灯はあるのですが非常に暗くて、間隔が広いので、途中で林というか森というか、そういったものもありますので、非常にスクールゾーンで子どもたちの通うところということもあって、ここには設置をされるのかということ、非常に気にしていたところなので、今の話を聞いて安心をいたしました。

併せて、あそこのちょうど止まれのある交差点から交流館に向かう道も、実は街路灯の間隔が非常に広いところがございます。

そういったところも、今後設置をしていただけるよう検討をしていただければというふうに、要望として言わせていただきます。

それから、コミュニティバスの関係ですけれども、需要調査、特別なことはしないで、ご意見箱の設置ですとか、ネットによるアンケート的な形ですかね。そういったことをされるということで伺いました。

コミュニティバスに関しては、議会の方でも様々な考え方の中で、いかに需要を掘り起こしていいものにしていこうかというようなことを重ねて検討をされているところでございます。

そういった意味で、村の方としても、現行のコミュニティバスをいかに効率的に、あるいは、乗車をしていただける方々がいかに増やしていくかというようなことが求められるところかなというふうに思います。

コミュニティバスにご意見箱置いても、実際に利用する人の意見しか聞こえないと。

乗らない人をいかに乗せるかということなので、今乗っていない人の方の意見もよく聞いていただきたいというようなことで、できればそういったものに調査費等を付けて、きめ細かいニーズを拾い上げるような体制をつくっていただきたいということで、そういった考え方があるのかなのか。

繰り返しになりますけれども、質問させていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 休憩をしたいと思います。

午後１時まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 ０時００分

再開 午後 １時００分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

午前中の福原議員からの質問の答弁からお願いいたします。

下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 午前中の福原議員の質問にお答えいたします。

需要調査といいますか、声の調査ということですが、令和４年の１２月に、対象５００人の方にアンケート調査を実施しております。

令和５年度につきましては、こういった大規模な調査は行っておりませんでしたけれども、車内にご意見箱というのを設けて、まずは乗っている方のご意見をお伺いしたいということで、そういった趣旨で令和５年度から始めております。

令和６年度につきましては、議員おっしゃるとおり、乗っていない方のご意見、また、これから乗ろうと思う方のご意見というのはとても大事だと思っておりますので、今、オンラインなどでの回答もできますから、予算もそれほどかけずに声を拾うことはできますので、そういったことも令和６年度検討してまいりたいと考えております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

３番大和田議員。

○３番（大和田彰子君） では、引き続き、くるくる号についてお聞きいたします。

58ページのコミュニティバス運行管理費のところですが、今回、いろいろダイヤ改正しまして、利用者の利便性向上というところで、令和4年度の元のダイヤに戻る、市街地ですね。

これ本当に良かったなって私も思っております。

保健センターでの催し物だったり、ポロシリ大学の文創への時間帯とかも随分時間変更になって困っていた方が多いので、良かったなと思っております。

また、新設ということで、エアポートスパ線ができて、大体そこに滞在1時間の入浴時間、そして片道24分、最大、それを掛ける往復ということで、全部で2時間ぐらいで帰ってこれるのだからということがわかりまして、前回のコースより大分短くなって、ぜひ、これ皆さんのぐらいの利用率になるかは今後の検討課題だなと思っておりますので、検証をお願いしたいと思います。

また、農村部も、寄せられた意見を参考にダイヤを変更しますということで、火、金の運行で路線を変更したということですが、その部分はどんな意見が来て、48号から47号に路線変更したという理由もわかりませんので、そこをもう少し具体的に教えていただけたらと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 農村部線の見直しの関係ですが、ご意見が寄せられたのが、帰り便ですね、出発時間を少し10分程度遅らせてほしいという意見がございましたので、それは反映させております。

また、47号を通してほしいというご意見ございまして、今までは、今年度は48号を通っていたのですが、実際今ご利用されている方が、47号まで歩いて移動して、そこから乗っていたということも聞き取りでわかりましたので、それで今47号の方に路線を移したというような形でございます。

○議長（中井康雄君） 3番大和田議員。

○3番（大和田彰子君） わかりました。

ぜひ、農村部の方が一番皆さんこれからも、1人でも多く乗っていただくためにも、路線の部分と、この方法でいいのかというのも、私たちも今検討中ですので、役場の方々と一緒に、今後利用が増えるように協力してやっていきたいと思っております。

よろしくをお願いします。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 何点かお伺いします。

ときわ野のところで、防臭対策の木を植えるというお話がありましたけども、51ページです。

51ページの中段ぐらいの工事請負費、ときわ野緑地植栽工事ということで、先ほど福原議員もお話ありましたが、これは臭いを防ぐということで、村民向け、住民向けの対応策だと思うのですが、これ果たして臭いの元となる企業さんというのですか、農家さんには、こういったお話をされているのかどうか。

これは勝手にやっていることだとすると、ある意味嫌味なのかというような、取られても、そういった問題もあるかと思っております。

これは私、昔から言うのですが、中札内っ子って、こういう家畜業の臭いというのは当たり前のものだと思いますから、できれば、村外から来ていただける人も大勢いるのですが、これが中札内の臭いなのだというのは理解していただきたいというのか、あまり後か

ら、臭いから何とかしてくれという苦情を受け付けるばかりではなくて、これが中札内の臭いだ、いいところだ、このおかげで農業がすごい盛んなのだというのも少しちょっと、そういった気持ちを持っていただきたいなと思います。

次は、その下の公有財産購入費、土地購入費247万円、昨年もこれでしたが。

今年は新たにどこか予定されているのか。それとも、また、今後も、来年度以降もどこか検討されているのか。

それをお聞きします。

それともう一つは、最後もう一つ、次のページの53ページの中段、14番工事請負費で、役場庁舎カーポート設置工事ということで175万円ほど上がっていますが、3台分のカーポートということで先ほどお話ありましたけども、これの正確な寸法とか。

恐らくカーポートですから、シャッターとか壁はないだろうと思うのですが、できればその寸法等を教えていただければ。

その後、下地もですね。舗装になるのか砂利なのか。

そこら辺もお願いします。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） まず1点目のときわ野の植栽の関係で、近隣の事業者さんの声を聞いているのかというのは、特には聞いておりませんでした。

一応ときわ野の方は、その臭いの関係もあって懸念されるということもあったので、そこは何らかの対策を、ちょっと専門の方の声を聞いてやっていただきたいということのお話のみですが、そういったことで予定をしたということでございます。

それから、土地購入費の関係でございますけども、こちらは、これまでときわ野の4次分譲までしてしまして、今、1区画のみ住宅が建っていないという状況ですので、一応その買い戻し特約、通常ですと5年以内に家建たないと村の方に買い戻すというのがありますので、その費用を一応1区画分見ているということでございます。

3点目のカーポートの設置の関係でございますけども、下地は基本的に、今役場庁舎の南側の児童館側のところに、今設置を考えておりますので、下、今アスファルト舗装になっておりますので、そちらに設置を考えているところでございます。

それから、サイズですね。

サイズが、幅が7.2メートル、奥行きが5.5メートルぐらいのカーポートとなっております。

横に壁とかは、今予定しておりません。

○議長（中井康雄君） 6番戸水議員。

○6番（戸水隆君） 2点目に関しては理解しました。

今のカーポートの寸法もわかりました。

またこれ後ほど、後日。

1点目の件なのですが、何もお話はされていないということなのですけども、これ、できればうまくコミュニケーション取っていただきたいというのが、我々同業者の願いでありまして、大変なことなのですよ。

後から来る人たちにそうやって言われると、では俺等出ていかないとだめなのかって思われても仕方ないことなのですから。

これ本当に村も気をつけて、気を使っていたきたいというの、お互いね。

新たな村民も、そして農家やそういった企業も。

ぜひ、そういった気持ちは持っていただきたいなと思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

1 番船田議員。

○1 番（船田幸一君） 64 ページのふるさと納税業務委託2、520 万円、それと、資料の20 ページのふるさと納税の推進ということで、関連して質問をさせていただきます。

ふるさと納税に関しまして、新年度については7 億円という想定をされています。

その中で、一つ、魅力的な返礼品を開発するという事で謳われていますが、返礼品の取扱業者については変更があるのかなのか。

また、この魅力的な返礼品を開発するにあたっては、業務委託の範疇なのか。

そして、業務委託にあたって、役場の関わり方としてどのような事務局体制になるのか。

それとなおかつ、保育料の無料化、村独自施策ということで、これ以前からも上がってきていますけれども、ここで改めてこういうふうに謳われているということは、ふるさと納税が続く限り、保育料の無料化を進めるという前提であるのか。それとも恒久的に、たまたま便宜上今回はこのように載せてあると。

一昨年もそうでしたけれども。

今後については、恒久的にこれにとらわれずに取組まれていくのか。

その辺りをご質問させていただきます。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） まず私の方から、取扱業者の変更につきましては、特に今現在の業者さん、もちろん継続していただきますし、もし、今後新たな返礼品を提供したいという業者さんがいれば、それは申出書というものをいただいて、返礼品審査、今、総務省の方に返礼品の中身については、事前に提出して確認を得てから掲載ということになりますけれども、そういった形で申出があれば審査して、適合しているかどうかをしっかりと見て登録という形になっていくかと思えます。

また、新年度予定している業務委託の中で、返礼品の開発はどちらにということございましてけれども、こちらにつきましては、委託を想定する業務の中には、当然新しい返礼品の開発というのは含んでおります。

ただ、村の方で、それを一切手放すということではなくて、考え方としては、村として何が相応しいのだろうか、どういった返礼品が村に相応しいかというのは、当然村は考えなければいけないというふうに思っていますけれども、業務委託の中の一部には、中には返礼品の開発というのは当然含むことを想定しております。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 保育料の財源のことです。

保育料の無料化については、何と云うのでしょうか、予算の計上上、歳入で予算が入ってこないという状態が保育料の無料化になっています。

ですから、歳入で補助金を支出するとか、払っていただいた分を村が補助金を予算化して、それを利用者の方に、変な話還付するみたいな措置ではないので、入ってくるべき歳入が入ってこないということは、その分だけ財源が足りない。

その分について、ふるさと納税の寄附金の一部を、逆に一般財源に振り替えるみたいな形をとって、300 万円相当分だけをその財源に充てているという流れになっています。

これがふるさと納税、寄附金が、例えば、制度がなくなったときどうするのかということになれば、例えば、その分の財源は、基本的に一般財源ということになりますから、村税であったり、例えば、交付税であったり、実施する場合については、そういった財源を補填する。または、特定財源として、例えば、福祉基金を活用するとか、そういう手法になる

のかなというふうに思います。

これをふるさと納税が入ってこなくなった時点で、その制度を続けるのかどうかという視点で見ると、基本的に今の段階で終わりを見越してその分をやっているわけではありませので。

それは当然、村の方向性が変われば、その方向性を示した上で、村民の皆さんのご意見をいただきながら、予算として実際保育料を減免する、無料化というのを見直すという流れになろうかなと。

今の時点でそのことを当然決めているわけではありませんから、当分の間、ふるさと納税は別としても、継続するような形で考えているところでございます。

○議長（中井康雄君） 1 番船田議員。

○1 番（船田幸一君） それぞれご答弁をいただきまして、村民の皆さまも非常に安心されておられるのではないかなと思います。

それと、その納税業務委託 2, 520 万円について、ちょっと改めてお伺いいたしますが、いろいろな業者さんがおられると思うのですね。

この 2, 520 万円という数字が出てきた根拠ですね。

これについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 2, 520 万円の計算根拠についてお答えいたします。

こういったいわゆるふるさと納税を請け負う委託業者という業者につきましては、寄附額の何パーセントというような形で委託料が発生してくるということが多いというところ、今回は委託料は寄附額の 4% を想定しております。

今回 7 億円の寄附を設定しておりますから、7 億円の 4%、さらに、委託までの間に、4 月にすぐ委託ということはできませんので、やっぱりプロポーザル方式といいますか、こういった業者さんを選定するかというのは時間がかかりますので、期間として 0.9 掛けて 2, 520 万円という数字を出しております。

○議長（中井康雄君） 1 番船田議員。

○1 番（船田幸一君） 明快な説明をいただきましてありがとうございます。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

2 番北嶋議員。

○2 番（北嶋信昭君） それでは、58 ページのコミュニティバスについて、ちょっと伺いたと思います。

コミュニティバスに関しては、何回も質問しているわけですが、今、路線大分改線しましたよね。

村として、これで今まで問題出ていなかったコミュニティバスの路線というのは、乗る人に対してもこれで改善したと思っているのですか。

その辺をちょっと伺いたと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 路線の見直しにつきましては、令和 5 年度に、先ほどもお話ししましたが、ご意見箱というものを設けまして、そこでいろんなご意見、確かに実際に乗っている方からご意見をいただきましたので、それを反映させた形が今回提案している令和 6 年度以降の路線ということになっております。

基本的には、令和 4 年度をベースに戻しておりますが、農村部線につきましては、エアポートスパ線というのを新たに設けまして、こちらにつきましては、スパだけではなくて、市

街地への移動でも使えるというような形で、農村部線の火曜日、金曜日の午後に、今までなかったところに新たに路線を追加しております。

令和6年度に見直しますので、そのまたご意見等もあると思いますので、そういったご意見も伺いながら、随時、どういった路線がいいのかというのは、我々の方でも声をお聞きしながら検証してまいりたいと思っております。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） この問題に関しては、前も言っているのですが、農村地域と街の地域と分けないと、これ絶対解決しないのですよ。

今47号で、こっちで乗るからこっち変更したというけども、そのぐらいのことで、これから解決できますかね。

村、今予算的には1,251万8,000円というのは、去年と大した変わらないのですよ。

それはそれで良いのですが、農村地域ってこれで改善できたと思っているのですかね。

過去にはアンケート出した云々って言っていましたが、自分のところ通る人のアンケートは良く書いてあるのですが、来ない人は答弁してないと思うのですよ。

これ、このバス会社とどういう契約しているか知らないけども、自分としては、今、議会の委員会もこれから検討するのですが、農村は農村、街は街としてやっていかないと。

これから成り立つか、成り立たないかわからないけども、街の中はコミュニティバス、何とかすると。

農村地域については、前に山崎副村長、契約したら忘れる人がいるからなんて言っていたけども、やっぱり予約しながらやるというのが、やっぱり大事なことだと思うのですよ。

やっぱり予約をできるような形になると、違う形に変えなかったらできないのですよね。

今、夢というということも考えていますけども、夢というで五百何十万円の補助金出しています。

けども、夢というも120回までという回数があるのですが、今も自分の行っている老人麻雀に行くと、年間に5、60回以上使ってしまうわけですよ。

そうすると、自分たちで私用に使う時に点数がなくなってしまって、使えないという人も出てくるわけですよ。

そういうものに関して、何か夢というとかそういうところをお願いしながら、農村地域というのはできないのかと。

昨日の新聞です。

更別村は乗合タクシー、全村民対象にということで、農村地域も街の人も、これは多分大正タクシーとの関連だと思うのですが、大幅にそういうふうに改善しないと、この問題は解決しないのですよ。

これから農村地域というのは段々高齢化しています。

その人方が街行くのにどうしたらいいって。

農家だから送ってもらえばいいではないかというけど、仕事の最中に送ってくれなんて言えないですよ。

どうですかね、村として。

これを大幅に変える気持ちがあるのかなのか。

この辺を改善しないと、農村地域と街の中では絶対に解決しませんよ。

その辺いかがに思いますか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 私の方から答えるので、同じような答えになるというふうなご指摘もあるかもしれませんが。

ただ、言われましたとおり、1台のバスを、くるくる号を使って、市街地と農村部、路線化して回っているわけです。

担当、企画財政グループの方ですけれども、そことしても乗られている方だとか、沿線の住民の方、一部聞いたりだとか、そのことによって路線の変更、できるだけ近いところを回れるようにという路線の変更は、これまで、アンケートや何かは別としても見直しはかけていっています。

ですから、できるだけそういう対応はしたいと思いますけれど、当然、回る、北嶋議員おっしゃるように、回る箇所が多くなればなるほど、到着するまでの時間がかかり時間がかかってしまうという、そういうジレンマも実際あるわけです。

移送サービスとして夢という120回まで利用できるという策も、事業もやっていますので、最近については、夢というの移送サービスについても、直近の予約でも、空いている限りは運用することができるというふうにお聞きしていますし、そのことによって利用も伸びているというふうにお話も聞いているところです。

例えば、おっしゃっておられるのが、農村部線については、例えば、デマンド化する。

つまり予約対応。

玄関と玄関結ぶみたいなイメージでしょうか。

タクシーみたいな。

そういう検討をするべきではないのかというお話だというふうにもちょっと捉えたのですが、全くそのことを検討しないのかということになれば、その予約のやり方だとかその辺に不都合がない限りは、可能性としてはあるなど。

ただ、移送サービスも運用している中で、仕事の取り扱いというか、顧客の取り扱いがそこで起こるみたいなのところが出てきてしまってもまた困りますので、その辺は十分注意しながら、今後検証する必要はあるかなと。

ただ、それなりに経費はかかるということとは言えると思いますので、その辺のコストと比較しながら検討するという流れになるのかなというふうに思いました。

先ほどの予約の話ですけれども、未来永劫その予約をするのが、なかなか、予約を取り消すとき迷惑をかけたりだとかというお話も耳に入ったこともありますので、それが未来永劫そういう状態が続くかといったら、そういうこともないかなというのもありますし、一つの検討要素かなというふうには、元々捉えてはいました。

それが実行できるかどうかは、今後、先ほど言ったような効率化だとか、費用の問題だとか、その辺合わせて検討しなければならないなというふうに思っているところであります。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 何の進歩もない答弁だったのですけども。

やはりこれ真剣に考えてもらわないといけませんよ、今。

更別は、この乗合タクシーのほかに、まだほかにいろんなことあるのですよね。

中札内は今、このくるくる号と、それしかないのですよ。

金のことを言いましたけども、こんなことで金使ったらだめなのですかね。

そういうことに使ってこそ、この中札内を今まで守ってくれた先輩たちに、そのぐらいのことはしてあげるのが当たり前だと思うのですけども。

そういうところに金使ったらいけないのですかね。

伺います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 本村におけるその移送、公共交通の代替となるサービス、私はくるくる号と福祉移送サービスの2点だけちょっとお話しましたけれども、ほかにも、前に1回広報でもお知らせしましたけれども、買い物支援でポロシリ福祉会さんが実施している事業ですとか、有償運送もやっていますし、社協の住民参加型の移動支援もありますし、高齢者等の通院交通費の助成事業もやっている。

民間バスの、これ、十勝バス、本村だったら十勝バスの運賃助成、そういった類のものもやっていますから、複合的にそれを利用して、村内の移送を何とか確保できないかというやり方をしているわけで、2つに限定したものではないということだけ付け加えさせていたきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 広報に出した云々ということを行いましたけども、気楽に使える、いろんな制限があるわけですね。

福祉バスにしたって。

やっぱりくるくる号だとか、今デマンド方式云々ということで、そういうふうになれば、何も気使わないでいいのですよ。

福祉バスも、課長の方から言って、ぜひ、老人クラブ行って言ってくださいという話も聞きました。

でもなかなかそれを知らないのですよ、皆さん。

それと、使うに対して、不便がかなりありすぎるというものもあります。

そんなことで、村の方針変えないのかもしれないけども、今、議会の総務常任委員会で検討いたします。

このままで良いとは思えないし、もしか使うことであれば、もっともっと村民が気楽に使えるような形の中の前向きでいってほしいと、そういうふうに思います。

これで良いなんてことは誰も思っていない。

これだけははっきり言います。

特に農村地域は。

その辺をしっかりと、我々も南幌町行ってそういうもののいろいろ勉強してきたし、今、いろんな十勝管内でも何箇所かあるから、それを視察に行きながら勉強して、とにかく村の中に、お年寄りたちが足のために気楽に使える交通網をつくってほしいということで要望したいと思います。

議会の方からも、これから要請が行くと思いますけども、そういうことで、これでいいでなくて、前向きに考えながら、これから今、中札内は高齢者率30%超したみたいですから、段々これから増えていくと思うので、そういうことに対しての村としての考えを前向きで進めていただきたいと。

また、議会の方でも提案させていただくつもりでありますので、よろしくお願いします。

○議長（中井康雄君） それでは、ほかに質疑ございますか。

4番木村議員。

○4番（木村優子君） 44ページの庁舎管理費の警備清掃管理委託1, 232万円余りについて、まずお聞きします。

令和4年度から5年度の予算の際にも、50万円ぐらい増加していまして、今年は68

万円増額になっております。

ほかの公共施設の警備清掃管理委託も少しずつ、大体平均して30万円から50万円ぐらい上がっているなというふうに見受けられたので、人件費による増額なのか、それとも、以前、特別清掃が入って、その金額が上がったということもありましたので、人件費の部分なのか。ほかに何か要因があるのかということ、まずお聞きします。

続きまして、59ページの広報広聴費の部分で、報償費の記念品1万5,000円とありまして、以前、令和5年度までは、広報モニター謝礼で3万6,000円、予算を見ていたと思うのですが、今回、その部分が0円ということで上がっておりませんので、広報モニターを今回は採用しないという考え方なのかなというふうに理解をしたのですが、これは公募をしても応募がないということで0円ということなのか、それとも、何か別の考えがあって、広報誌作成に関してどういう方針で取組まれていくのかということについて確認します。

あと、同じ広報広聴費の中で、LINE配信システム使用料132万円、これは新規ということで、村長の行政執行方針でLINEの活用を特に強化していきたいということで、18歳以上、7割にあたる2,300人の登録者を目指すということで、先ほどご説明ありましたけれども、現状、何人ぐらいの登録者がいらっしゃって、そこから2,300人に増やすための具体的な取組みというのはどのようにお考えなのか。

この3点についてお伺いします。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 1点目の庁舎管理費の警備清掃管理委託の68万6,000円の増額につきましては、こちらは最低賃金の引き上げに伴う人件費のアップ分で増加となっております。

それから、2点目の広報モニターの関係でございますけれども、今現在、中札内村はSNSということでいろんな手法を使って、今、情報収集や発信もやってきていますので、そういった今、媒体を活用しての意見の聞き取りをしたいと。

今までは、委員さんに役場に来ていただいて、広報誌に関する意見をいただいていたのですが、今、媒体もかなり増えましたので、そういった広報誌に限らず広い視点でその情報のあり方というのを検討していくべきではないかということで、6年度の予算については、広報モニターは予算計上せずに、別の手法でちょっと意見を聞いていこうという考えのもとで、今回、予算計上は見送ったということになっております。

それから、3点目のLINEの配信についてでございますけれども、今現在、予算資料の方にもちょっとメインディッシュのところにも書かせていただいていますけれども、令和6年2月末現在で今1,932人の登録をさせていただいております。

それを2,300人を目標にしようということで、今、掲げております。

具体的なLINEの活用につきましては、今考えていることとお話させていただけるのであれば、まずは利用者登録の促進ということで、例えば、まる元ですとか、ポロシリ大学に来ている村民の方に、ぜひ登録していただいて、例えば、会場の変更だとか、そういった時にお知らせできるような利用も考えられないかなというふうに考えております。

また、今想定される新しい機能を持たせたいと想定しているのが、例えばですけども、道路等の災害の報告だとか、損傷の報告、そういったものにも使えないかということで、今検討を進めております。

また、キーワードでちょっと応答する機能もありますので、ごみの分別にあたって、このごみは資源ごみになるのか、燃やせるごみになるのかとか、そういったのを、ごみの種別を

入力することによって、それを判別できるような利便性の向上も考えております。

あと、将来的には今ちょっとお話来ているのは、例えば、診療所の関係ですね。

予約とかそういったのもできたらいいのではないかなということで、これまでもコロナワクチンの予約等はLINEを使ってということをやっていましたので、そういった似たような機能ですので、そういった活用ができないのかということについても、現在、こちらについてはちょっと、まだ今後の検討かなというふうには思っていますが、そういった使い方で利用者を増やしていきたいなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） 庁舎の警備清掃管理委託については、人件費の値上がり分ということで理解をいたしました。

広報のモニターの件ですけれども、広報に関する媒体がいろんなものになっているので、広い視点でご意見をいただくということなのですからけれども、特に今の時点では、こういう形でというのは具体的には決まっているのでしょうか。

その辺りについてももう一度確認をしたいと思います。

あと、LINEの活用、私もLINEを使っていますので、今、課長の方で具体例としてお示しいただいた部分、もし本当にできたらとてもいいなというふうに思っているのと、あとは双方向で、私もちょっと道路の状況だったり、災害の部分であったりとかいうことで、村内を全部パトロールして、施設課の方が確認するというよりは、村民の方からそういった通報なりあればいいなということで、一度、施設課さんの方にもそういうLINEの活用の仕方は考えていますかというの以前聞いたことあるのですけれども、今お答えいただいたので、そういう方向で進めていただいたらいいなと思うのですけれども、高齢化率も30%を超えるということで、スマートフォンとか、モバイルフォンを持たれている方はとても便利になるのですけれども、そうではない方に対する広報とか広聴の部分ですね。

結構まだまだ、うちの村、浸透しているかと言われると、そうでない部分も大きいのかなというのは感じているところですので、その辺りのフォローなどについてはどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 広報モニターをやめて、その後、具体的にどういったことを想定されているのかというご質問だったかと思います。

今現在でこれということ具体的に決めているものではございません。

例えて言うのであれば、例えば、QRコード等でアンケートをやるとかというのを想定はありますけれども、あと、スマートフォンをお持ちでない村民の方については、ちょっと、今後検討課題かなというふうには思っていますので、今現在でちょっと今、これというものを持ち合わせているわけではございませんので、そういった報告でさせていただきたいと思えます。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 高齢者等、スマートフォンをお持ちでないような方への対応といたしましては、情報の伝達につきましては、防災無線とかそういったものを活用しますし、あと、住民の方からのご意見としては、例えば、ホットメールの活用だとかいうことで、意見の聞き取りは紙でもいただくことは可能ですけれども、まだちょっとたくさんの手法があるわけではないので、それでいいかというところはありますけれども、もっと良い方法がないのかは、ちょっと今後検討してみたいと思えます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

7 番宮部議員。

○7 番（宮部修一君） それでは何点かお伺いいたします。

まず、54 ページの電子計算費の委託料について、ちょっと1 点お伺いいたします。

総合行政システム保守委託料とあるのですけれども、これ大体ここ数年毎年同じぐらい、1, 180 万円ほどかかっているのですけれども、これについては保守点検なのか、それともシステム使用料なのか、ちょっとその辺がよくわからないのでお聞きしたいと思うのですけれども、多分、システムが何かトラブルあったということになると、かなり混乱して大変なことになると思いますので、こういった保守というのは必要だとは思っているのですけれども、その辺、保守点検なのか、システム使用料なのか。

その辺がちょっとわからないので、説明をいただきたいと思います。

それともう1 点は、62 ページのまちづくり推進費の委託料ですけれども、その中に後期計画策定業務委託というのがあります。

412 万円ほどですか、あるのですけれども、この中で、資料の方の明細を見ますと、村民アンケートの調査も実施するというふうに謳っております。

この中で、自分以前も、数年前なのですけれども一度お伺いしたことがあるのですけれども、合葬墓といいましょうか、合同墓といいましょうか、それについてちょっとお聞きしたことがあるのですけれども、その時は数年前にそういった住民アンケートを取った時に、そういった合葬墓の要望はなかったということで説明がございました。

最近、お墓辺りに行きますと、かなり墓終いをされたりして、お墓の数が減ってきているなというような気がいたします。

そんな中で、自分もかなり年を取ってきて、同じような年代の人とそういった合葬墓あたりの話もたまに出てくるのですけれども、やっぱりそういったものが村にあってもいいよねというような声も結構聞くのですよね。

そんなこともあって、このアンケートの中に、そういった合葬墓あたりの必要性を問うような項目まで設けるのかどうなのか。

その辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

あともう1 点は、64 ページのふるさと納税費の委託料なのですけれども、先ほど船田議員もお聞きしましたけれども、今年から業者委託をされるということでございます。

その中には、返礼品の開発なども含まれているというようなお話も先ほど説明がございました。

あと、それ以外でどういったことを業者に委託をしようとしているのか。

その辺もう少しお話をお聞きしたいなというふうに思います。

あと、今回、1, 520 万円ほどの予算を見ているのですけれども、ざっとその上の方の数字やらいろいろ見ますと、業者委託を出したことによってそんなに経費が増えていないようにも見えるのですけれども、今回、寄附金を1 億円下げているので一概には言えないと思うのですけれども、今回、この業者委託をすることによって経費がどのぐらい上がってしまうことになるのか。それともそんなに大きな開きはないのか。

その辺、もう少し説明をいただきたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） まず、総合行政情報システムの保守の関係についてお答えいたします。

こちらについては、システムの保守料となっております。

使用料については、また別に予算が別科目で計上しておりますので、こちらについてはシステムの保守料ということになります。

それから、ふるさと納税費の業務委託の関係でございます。

まず、こういった内容を委託しようと思定しているかというご質問でございますけれども、こちらにつきましては、これから具体的には業者を募集するにあたり、仕様書というものを固めていくので、具体的なことはこれから詳細に決めたいと思っておりますけれども、例えば、問い合わせ対応で、メールや電話での問い合わせ対応ですとか、寄附データをシステムに取り込んだりとか、あとは事業者への発注、返礼品事業者への発注業務ですとか、あと発送状況を管理したりですとか、またはポータルサイトの内容の変更、更新、在庫の管理ですとか、または広告の部分ですね。

そういった部分を委託していこうというふうに検討しております。

また、経費につきましては、こちらの委託することによって、経費率5割を超えてしまうといけませんので、そこはほかの部分の経費を下げて、経費は5割に収まるように取り進めてまいりたいと思います。

予算については、かかる分を計上しているところですが、実際の予算の執行にあたっては、経費を下げるような形で進めてまいりたいと思っております。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） まちづくり計画の策定委託業務の中で、合同墓、お墓ですね、の関係のというお話でした。

当時の話というか、私も住民課長をやっていて、新聞等の話題でも、各町村、帯広市とかそういったところですが、その後音更町も確か合同墓の話出ましたし、そういった面では、ある程度そういったことも考えなければならぬのかなって。

ただ、形式としてはいろんなやり方があるみたいで、樹木葬だとか、いろいろあるわけです。

そういった面では、住民の皆さんがどういうふうに、当時、アンケートをやった時にどういう意見をお持ちなのかなということもあって、そのアンケートの質問項目の中にそういった分野のことも入れさせていただいたと。

当時は、それに対する返答というのは、アクションというのはほとんどなくて、やっぱりあまり気付いてないのかなってという感じでした。

ただ、ここのところ帯広市が拡張する話だとか、そういったことも出てきていますので、あくまでもまちづくり計画のアンケートですので、質問項目については、内部、住民の皆さんも入れた総合行政推進委員会も活用しながらご意見もらうような形で質問項目決めていきますので、今のご意見の部分については、そのアンケート項目を決めたりする中では、1つの項目として入れ込むことは可能かなというふうに思っています。

というふうに思います。

○議長（中井康雄君） 7番宮部議員。

○7番（宮部修一君） まず、総合行政システムの保守ですけども、使用料はまた別にあって、保守のみで約1,180万円ほどかかるということ。

ちょっとどういうことをされているのか、自分の頭の中では想像がつかないので何とも言えないのですが、結構大きな金額が毎年かかってくるのだなというふうに思いました。

あと、2点目がふるさと納税の業者委託の方ですけども、5割を超えない程度で、ほ

かのところで削れるものは削って、業者委託をしていきたいということで、その点についても理解をいたしました。

3点目の合同墓についてですけども、ずっと村にいて、先祖代々守ってきている。また、それを守っていただける方がずっといる場合については、墓というのは継続されていくと思うのですけれども、なかなか中札内村に住んでいて、子どもさんたちがやはりもうかなり遠くに行って住まわれているということで、結構親の方もあまり子どもには迷惑をかけたくないということで、結構最近そういった合同墓というのでしょうか、そういった希望もあるのではないかなというふうに思いますし、それだけではなくて、お寺の納骨堂なども利用される方もいるかと思えますけれども、結構、本当にほかの町村でも計画以上の申し込みがあって、1つでは足りなくて次の建設というような話も出てきていますので、ぜひ、その辺のアンケートの中にも項目を入れていただきたいと思います。

入れるということなので安心はしましたけれども、その点についても、また今後考えていっていただければなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） それでは、休憩をしたいと思います。

午後2時10分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

それでは、ほかに質疑はございますか。

1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 62ページ、資料では20ページになりますけども、六花の森のイベント事業補助金絡みでご質問をさせていただきたいと思います。

決算ではありませんので、計画ですから、それに基づいた形で質問させていただきたいのですが、このイベント事業、令和6年は第3回目の開催予定ということでございます。

この事業については、実行委員会を組んだり、いろいろな形で、様々な形で手づくりであるというふうに理解をしていますし、対外発信に向けて、村の宣伝効果はかなりあったのかなという理解をいたしました。

しかし、他町村、帯広でも新聞報道でもされたかと思えますけども、六花亭絡みの広告宣伝費、事業補助金を打ち切ったというような話もございます。

そういった中で、手づくりとはいえど、かなりの部分、役場の職員さんのお手伝いがなされたと思われます。

新年度にあっても、役場の職員さんのお手を借りて事業運営をされていくのか。

そして、ただ、私そこで気になるのは、やはり、かなり日数、そして人員を割いているということでございますので、職員さんが何名ぐらいで、延べ何人の方々が事業に関わろうと計画をされているのか。

やはりその辺も含めて質問させていただきたいと思います。

それと、もう1点ですけども、私も村外の方から問い合わせの連絡を受けて、ポスターがあれば送ってほしいと。

いや、わかりました。メールで、では写真を撮って送りますねと。

そのポスターを見られた方が何と言ったかという、歌手の方は来ないのですかと言われたのですね。

歌手ではなくて、地元のバンドのショーもありますよということだったのですね。

どうやら、その仲間たちも、やはりその本人だけではなくて、仲間たちを通して、その方を通して僕に問い合わせ来たのですね。

ということは、やっぱり多くの方々、イベントあると、プロの歌手が来たり何かがしているという認識を持たれているという部分もございます。

その辺も含めて、お考えちょっとお聞かせしていただきたいなと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 令和6年度につきましては、これから実行委員会等で話し合いをしまして、また、運営体制を固めてまいりますけれども、令和5年度につきましては、当日の職員については、事務局、企画財政含めて、参考までに申しますと30人程度の職員を、当日、運営に携わっていただいております。

また、準備段階では、事務局が企画財政グループになりますから、企画財政グループの職員が準備に向けて進めていくというところでございます。

事務局として進めるということでございます。

それから、歌手の方の関係ですけれども、多分、花咲くコンサートの時のイメージで、有名な歌手の方を呼んでということだというイメージをお持ちの方もまだいらっしゃるのかなと思うのですが、このイベントにつきましては、船田議員おっしゃるとおり、地元のバンドですとか、そういったミュージシャンの方に演奏をしていただいているというところでございます。

その辺につきましても、実行委員会に図りますけれども、基本的にはそのような形で、来年度以降も進めたいというふうに考えてはおります。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 細部にわたってはこれからというようなことだと思います。

私いろんなイベント、各地も、南十勝もそうですけど、あちらこちら歩いて見てきています。

イベント好きな人にとっては、どこの町村へ行こうともいいのですね。

要するに、どういう目的のイベントがあるかで、皆さんそれぞれ、家族であったり、友だちであったりで車で足を運びます。

それで、果たしてそれが本当に、本当に中札内を限定にすれば、中札内の宣伝効果になっているかということに関しましては、かなりやはり微妙な部分があると思います。

私としては、中札内には、六花亭、かつては六花亭中札内もありましたけれども。

あるいは、中札内に六花亭の名前の付くのは、六花の森と、それから、桜六花の花見と。あるいは、美術村というような形であります。

最近の傾向といたしまして、美術村におかれましては、土日中心としてずっと営業をしているような状態ではございません。

そういった中において、果たして六花亭の名前を冠したイベントが、今の現状を照らし合わせてみた時に、村民にとって親しく受け入れられる、そういう事業になっているのかどうか。

その辺について、私なりに疑問を持っている部分がございますので、その点についてご返答をいただければと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 中札内村にある全国的に有名な観光施設であります六花の森で、このイベントを開催することについては、知名度を含めまして、周知含めまして、非常に効果があるというふうに考えております。

その会場をお借りすることになりますので、そこで。

まだ2回の開催ですので、今後いろいろ見直しをすべきところは見直ししながら、3回目開催に向けて進めたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 期待したご答弁ではなかったような気がいたしますけれども、企業の一貫として、社会貢献の一貫として企業は、大企業含めて、それなりの利益を出している企業は、文化事業であったり、あるいは、様々な社会貢献活動を、地域なり社会に対して還元をすると。

これが企業の使命であるというふうに私は思っています。

そういった中において、過去、様々な企業も、ましてや、六花亭さんの名前を出して本当によろしいのかどうかちょっとわかりませんが、私どもの村は六花亭さんの城下町だと私は思っています。

そういう意味においても、やはり城下町である以上、村民も慣れ親しんで、これからもお付き合いをしていくのだらうと思います。

ということは、やはり企業価値を損ねることのないよう、六花亭さんにもやはり社会貢献活動をしていただければという願いでいっぱいであります。

そういった中において、行政としても、六花亭さんとの間に入り、地域の社会貢献の一貫事業として再構築していただきたい。

もしくは、新たな事業展開に向けて、社会貢献活動を担っていただけるようご配慮をしていただきたいと。

そのような私からのお願いであります。

そのことについて、ご意見等がございましたら、逆に申しわけありませんけれども、ご返答をいただければと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 私の方の受け止めの仕方がもしかしたらずれているのかもしれませんが、ロッカノヨル、基本的には企業を宣伝するためにロッカノヨルをやっているわけではなくて、あくまでも中札内村にある六花の森、その場所を使って、中札内村を宣伝するためのロッカノヨルという事業です。

言ってみれば同じではないかというふうに捉えられかねないかもしれませんが、あくまでも六花の森を活用して、中札内村を外に向かって打ち出すための事業をやっているというスタンスですので、企業さんをPRするために、そのロッカノヨルをやっているというイメージではありません。

社会貢献のお話もありましたが、やはり文化のまちづくり、その元になっているところには、美術村であったり、景観であれば、同じく美術村も六花の森も含めて1つの1、うちの村の重要な1ポイントというか、その中になっているのは確かでございますので。

それを例えば、企業宣伝のために村がそういったことをやっているかって言われたら、そういうことではない。

逆にうちの村が使って宣伝をする、中札内村を。

使わせてもらっている。

うまく利用している。

そういうふうにも言えるのかなというふうに思うところであります。

ただ、やっぱり外に向かって中札内村をPRするということは、この事業の重要な視点の1つだというふうに思いますので、今後とも、ロッカノヨル事業については、6年度予算計上してはいますが、内容はいろいろと見直ししながら、実行委員会の中で検討いただいて進めていきたいなというふうには思います。

○議長（中井康雄君） 船田議員、企業名ですとか、個人名出す時にはなるべく配慮して使うようにお願いいたします。

1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 私の表現方法、発する言い方がちょっと、胸に染みることがなかったのかなと思いますが、私申し上げたいのは、せっかく有名な企業が中札内にありますので、その企業と村と、つまり、行政とタイアップして、より相乗効果が生まれるような形を再構築していただければと思います。

という意味でのお話でしたので。

決して、今、副村長からお話がいったような形で意図した質問ではなかったというふうに、私ははっきり申し上げたいと思います。

そのことだけは、お間違いいただかないようお願いをいたします。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 私の方から、まず、2点質問させていただきたいと思います。

先ほど、木村議員の方からも質問がありましたが、59ページの広報作成費851万円についてでございます。

LINE配信、それからソフトウェアということで、この分が今年度、予算計上上昇分というふうになっているのですが、私としては、この広報、モニター制度何とか復活できないだろうかという考えを持っています。

広報について、今年度はモニターを置かないということで、毎月発行されておりますが、村民にとって、この広報、村の情報を仕入れる非常に重要な発行物だというふうに考えています。

その中でいろんな村の制度を知ったり、そういったことがあるかと思います。

先月ですか、議員の方で住民との意見交換会等にもあったのですが、広報が最近見てもあまりおもしろくないというのか、あまり見ないようになってしまったというような声も聞かれます。

そういった中で、LINEの配信等で新しいツールを増やすということも、これはぜひやっていただきたいことではあるのですが、現行あるこの広報が、住民から目を向けてもらえないというようなことはあってはならないというふうに思いますし、さらなる広報の充実を図るためにも、このモニターなどの声を反映していただいて、より良い広報づくりに心掛けていただきたいというふうに思っておりますけれども、その辺の村の考え方をお伺いしたいということがまず1点でございます。

それから、これは先ほど船田議員からも質問がありましたけれども、六花の森800万円の事業補助金ということで計上されておりますけれども、これ、事務事業説明書を見ますと、昨年と全く同じ説明書の中で800万円の計上がされているのですね。

ということは、本年も内容の検討はされるだろうけれども、ほぼほぼ中身的には同じことが行われるのではないかというふうに考えます。

先日、全員協議会の中で説明なども受けましたけれども、開催事業成果報告書等を見ま

すと、この助成金800万円のほかに、協賛金、チケット売上、これが合わせて200万円ほどと、総体で1,000万円弱の中で運営をされているものでございます。

その金額が村に余っていいでしょうか、節約して、15万円ほどの金額が戻ってくるということで、概ねこの1,000万円については使っているだろうというふうに考える次第です。

協賛金、チケット売上合わせて200万円、助成金が800万円ということは、5分の4は村の助成金で成り立っているイベントなのだなということでございます。

その中で、一昨年の入場者に関しては4,000人ほどで、今年に関しては、報告のあった中では1,500人ほどだったかと。

大幅に来る方が減っています。

これは前年の4,000人というのが多すぎたという反省の中で、このようになったかと思えますけれども、交流人口の増加を図るという目的があるのに、入場者数は減らさなければならないような状況だったというのは、これはいかがなものかというふうに考えています。

その中で、前年の4,000人のうち15%ほどが村民だったと。

本年に関しては、プレイベントも合わせて400人はいなかったのではないかと。

360人ぐらいの村民の入場者があったと。

そういうことになれば、事業目的の主体にあります村民参画、これも大きく広まっているような状況ではないというふうに、私はこの決算を見ながら判断をしているわけです。

これは、逆に増加をさせようと思えば、宣伝を打ったり、チケットの売上を増やして、入場者数を増やそうというような努力をされるのかというふうに思えますけれども、決算の中で見れば、この広告宣伝費とチケットの販売手数料、これを合わせた金額が161万円ほどになるのです。

チケットの売上が139万円なのです。

ということは、チケットを売ろうと思って宣伝しているだけのお金を、チケットを売っても回収できないというような形になろうかと思えます。

入場者を増やしても、この手数料が増えるので、要はかかるお金が増えてしまうと。

そういうような状況になってしまっているのではないかなということで、この事業の設計そのものが、少し小さな見直しでは、この目的を達成させるためのイベントにはなっていないというふうに考えますが、村のお考えをお伺いしたいと思ってございます。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 第1回目の開催が、入場者数、約4,000人というところでした。

雨の中だったのですけれども、初回ということもあって、広告宣伝もしましたので、4,000人の入場者数だったということがあったのですけれども、施設には4,000人というのは少しキャパシティ的に、安全性を含めて考えた時に、これはちょっと安全に運営するのが難しく、もしかしたら事故なども想定されるということで、その反省を踏まえまして、有料化、そして駐車場の台数も事前に把握するために、事前にチケットを販売する方式にして、有料化して、そこの一定のキャパシティに合った入場者数という、事前把握という意味も含めまして、そんな形で令和5年度は有料化して実施したというところでございますので。

入場者数をどんどん増やせばいいというところではなく、やはり安全性、お客様の満足度も考えながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 追加して私の方からも答弁させていただきたいと思います。

福原議員のご質問の最後の部分ですね。

つまり、手数料収入と広告宣伝費含めた手数料、言ってみれば、それは見合いではない、見合っていない。

つまり、支出の方が多いということですね。

基本的にこの事業、何と云うのでしょうか、営利目的で開いているわけではありませんから、はっきり言って。

ですから、これだけの補助金の額が予算計上されているわけです。

入場された方が4,000人から1,500人、今、下浦補佐の方からあったとおり、4,000人のキャパ自体が、僕も会場いましたけど、あれだけの人数が一気に来られた時にはこういうことまで起きてしまうのだというような状態でしたから。

そのことも含めて、入場料を取るというスタンスに切り替えて、言ってみれば駐車場も個別に割り振って、その分もセットに、言ってみればキャパをある程度上限設けたという流れになっています。

ですから、そのことで、ある一定の支出をカバーしようというふうに考えていたわけでは、基本的な概念としてはないわけです。

あと、それだったら、広告宣伝、言ってみれば中札内村を売り出すということ自体が低下していつているのではないかというお話ですけれど、人数だけをカウントすればそういうことになりますけど、その来てくれた方々が、ロッカノヨルを体験していただいて、どういうふうにSNS等で発信してくれたかという。

その情報発信元としてのPR効果はある程度あるのではないかというふうに思います。それはSNS等で発信されたやつを見ても、そういったことは見えますし、ただ、その発信をする方が、キャパが4,000人の時の方が、発信する人数としては多いわけで、ただ、そのことで、先ほども言ったように、キャパを設けずにやったらどういうことになるかというのは、身を持ってわかっていたわけですから。

今度、令和6年、やれば3回目、人数のキャパというのが、実際はどの程度が一番いいのかということも含めて、その辺の検証はしなければなりませんけれど、営利目的ではない事業、そして中札内村を売り出す、外に向かってPRすることができる。

それがどの程度の影響を与えているか。

また、経済効果については算定のしようもございませんけれど、そういったところについても、ある程度続けることによって、商店街のその時に入りだとか、その後の道の駅での流入数だとか、何とかカウントできることはないかということも含めて前向きには考えていきたいなというふうには思っています。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 先ほど福原議員の方から、広報モニターの復活ということで、広報は村にとって大切な発行物だということでお話いただきました。

広報モニターにつきましては、今、先ほどもちょっと申し上げましたが、いろんなSNSもございます。

広報誌に限らず、幅広くそういったものの意見をいただきたいということの意味合いも、広報モニター持っております。

また、記事の中身についても、情報で興味のあることないこと、個人差はあるにせよ、年代別にいろいろ趣向というのは違うと思いますので、幅広く意見を伺うという姿勢は持つ

必要はあるかなというふうに思っていますので。

例えば、何かの懇談会の場に、広報担当の方で何か意見を伺う機会をつくるだとか、そういった場面を、モニターの復活に限らず、そういった手法もございますので、議員からいただいたそういったSNSばかり使う方でない方についても、意見を伺って、より良い広報誌の作成に向けて進めてまいりたいと思いますので、参考とさせていただきたいと思っています。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 広報についてはわかりました。

モニターに限らず、幅広い意見を聞いていただいて、より住民の目に触れるような形で情報発信をしないと、村としてせっかくいろんな制度あって紹介もしているのですが、なかなかそこまで読み込んで、こういう制度なのだとわかる人が少ないのですよね。

そこでせっかく予算も付けているのに、年末になったら補正で余したらマイナスというような形になったりということがありますので、できるだけ、この今ある既存の広報、この広報は来たら必ず、ほとんどの方は必ず開いて見ます。

こんな素敵な制度はないのですよね。

そういうことをうまく利用して、より見ていただく広報誌を目指していただきたいというふうに思います。

それから、六花の森に関してですけれども、PR効果ということで言われましたけれども、これが今まで2年間やってどれくらいあるかわからないからこれから検証しますというような答弁だったかと思いますが、それでは少し遅いのではないかなというふうに思っています。

この800万円もの助成金をかけています。

これ実は決算書にはありませんけれども、先ほど下浦課長補佐の方からも報告ありましたけれども、村の職員の出役ですとか、実行委員に関わるというようなこと。

こういったことは決算の中に人件費としては載ってこないというような状況もございます。

それに加えて、地域おこし協力隊なども今募集をして、このイベント企画等ということは、こういった六花の森の企画等にも携わるというような形になれば、本来的にはこのロッカノールの人件費にも加えなければならないというようなことになってくるのかなと。

そうなれば軽く1,000万円は超えてくるような決算になってくる。

それに見合う入場収入ですとか、協賛金も増やしていくのはなかなか難しいというような状況かと思っています。

PR効果ということで言えば、来てくれた方には一定程度の満足は与えられているのかなというふうには、私も実際行って見てわかりました。

ただ、例えば、ランタン1個500円で買いますけれども、500円で1回上げて、終わって持ち帰ると、安いなというように感じるかと思いますが、これに実は300個のランタンを買うのに、買って上げるのに110万円ほどかかっている。

割返せば3,500円ですよね。

3,500円のランタンを買うために500円いただいているというような状況。

配っているのに近いような形。

それから、アート作品に関しても、3時間ぐらい照射して300万円ほどの経費がかかっている。

入場者1,500人で割返せば、1人当たり2,000円、2,000円がほぼただで見

れると。

入場料1,000円いただきますけどね。

そういったようなことから考えれば、当然のごとく、たくさんのお金をかけて良いイベントをやれば、来てくれた方には一定程度の満足は与えられるのかもしれませんが、とはいえ1,500人です。

これに1,000万円で割れば、1人頭6,666円。

これを村でお金をかけてやっているイベントだというふうに考えます。

それぐらいかけただけのPR効果、交流人口の増加、そういったものが求められるのかというのが、私の質問の趣旨なのでございまして、そういった点について、今一度お伺いをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） こちらのイベント、まだ2回目。

実は六花の森を使ったイベントというのは、花咲くコンサートも含めて続いているわけでありすけれども、これはある意味では、私は地方創生というのは、自分たちのまちがどれだけ知られているか。

その存在をいかに旗を打ち立ててアピールするかというふうに考えております。

その成果はどうか、交流人口はどうかというようなお話ありましたが、これは正直言うと、社会増減といった人口の動態であったり、中札内村の人口の減少率がどう変化しているだとか、出生数がどう変化しているのか。

そういったところでやっぱり見るしかないのかなというふうに思います。

単純にイベントはキャパの関係で1,500人しか入れない、もうちょっと入れるとは思いますが、なかなか単純に経済効果というのは計りきれません。

なので、もちろんこのロッカノールがすべてではありません。

中札内村の様々な中札内村らしさ、ある意味ではその六花亭の施設というのは間違いなく中札内村らしさの、中札内村重要な観光資源の、観光というか戦略資源の1つ、2つであります。

それを活用して、中札内村が十勝にあり、北海道にありというのをPRする意味では、非常に私としては、まだ2回目ではありますけれども、効果、特にこれから、今、SNSが非常に皆さん多く活用されておりますので、そういったことを踏まえると、非常にばえるイベントということで、これからもっともっといわゆる成果、中札内村を地方創生の中で活かしていくイベント装置としては、非常に可能性は大きいというふうに思います。

いくらお金を掛けても、同じような成果は挙げられない自治体は山ほどあります。

これは中札内村に六花の森というほかにはない非常に貴重な資源があるということは大きいので。

これは単純に、本当に経済的な、金銭的な換算だけでは計り知れないものがあるということ、まちづくりにおいてはそういった視点が非常に重要であるということ、ぜひ、ご理解いただいて、我々としても全く成果がないものを800万円の予算を投じて続けるということは、当然これはなりません。

そういうことを続けるのであれば、もっとほかに、住民に対してやることのあるのではないかというような話はあるのですが、今のこれだけの人口減少が進んでいる時代で、地方創生とは何かということを問い続ける。

これにはすごく重要で、私の考えとしては、中札内村の存在価値をいかに全国に、世界に知らしめていくかというのがすごく肝、肝心だというふうに思っておりますので、そういっ

た面で、しっかり我々も、このイベントの状況については検証しながら、その成果を、交流人口、これ交流人口というのは当然、SNSを通じてつながるような交流人口、関係人口も踏まえて、成果を最大限上げていくような取組み努力をしまいたいというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） お気持ちはよくわかるのですが、非常に壮大で、私のような者にはなかなか理解が進まないのもちょっと事実かなと思います。

私は特に、外部から人を呼ぶ、これも結構だと思います。

しかしながら、やはり村をあげてやるイベントだとするならば、村民がやはり力を入れる、誰もが行けて多くの方が関われるようなイベントであるべきだというふうに思います。

その中で、実際には村内の入場者数も減っているのですと。

関係人口どれだけ増えたのですかと。

関わる人ですね、村の中で、このイベントに関わって理解をしてくれる人がどれだけ増えているのですかということでお伺いをしているところです。

そういったことで、六花の森に関しては、根本的に事業設計そのものから見直していただきたいなど。

村長のお考え方はよくわかりますし、そういった希望を持っているということはわかりました。

そのことが、このイベントが適切なのかと。

こういったイベントが適切なのかどうなのかというところから考え直していただきたいなどというふうに思っ

質問にはなっていないですが、これで終わりたいと思います。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） それぞれの自治体でそれぞれいろんなイベントをやっているわけなので

住民のために、住民が参加して楽しめるイベントというのが、中札内村ないかという、そんなことはなくて、盆踊りであったり、商工会の夏まつりであったり、そういったイベントがあります。

確かに、そういったイベントとロッカノールを比べた時に、それは趣旨が違う。

そういった面はあろうかと思いますが、これからもっともっと住民が参加できるような、まだまだ足りないのではないかとご指摘については、全くそれは我々も反省しなければいけませんし、その通りだというふうに思います。

ただ、これについては、まだ残念ながら2回目のイベントで、試行錯誤しながら住民に関わっていただけるようなイベントに、誇りに感じていただけるようなイベントに育てていきたいというふうに思っております。

止めるのは簡単なのです。

ただ、これ止めて、同じように中札内村六花の森という非常に貴重な資源を活かして、どのような仕掛けができるのか。

また、ゼロから考えていいイベントがつかれるのか。

こういったことについては、非常に難しい面があります。

これはやっぱり六花の森、夜には入れない六花の森というステージを夜にやる。

そういったところに非常に希少性があるというふうに考えておりますので、これについ

ては、だらだら続けるという意味ではありません。

当然、やるからには最大限の成果を上げていこうというふうに考えておりますので、どれも同じようなイベントをやったって意味がないのです。

中札内村のそれぞれの目的をもってイベントを、当然予算もそういうふうに活用していくという視点を私としては必要なのではないかなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

4 番木村議員。

○4 番（木村優子君） 同じように、まちづくり推進費の中で何点かお伺いをしたいと思います。

6 1 ページですね。

先ほどちょっと福原議員のお話でもありましたけれども、まず、地域おこし協力隊員報酬について247万7,000円、あとはそこに関連する費用として、委託料、地域おこし協力隊求人広告作成等委託で8万円、使用料及び賃借料、住宅借上料、恐らくこれは地域おこし協力隊員の方がお住まいになるところの借上料で72万円。

地域おこし協力隊支援補助金38万4,000円というのは、二次面接試験の受験のための交通費の助成というふうに、私はちょっと理解しているのですが、そういった関連費用で大体366万円かかるということになっています。

イベントの企画推進運営に関わっていただく方を1名募集ということで、なかなかこれ応募がなくて、先日の補正予算で落としたということです、この任用に至らなかったのにまたここで同じ条件で募集するという意味と、あと、このイベント企画にあたっていただくということで、六花の森イベントに、恐らく主に関わっていただくということかと思うのですが、六花の森のイベント、今年9月中旬から下旬ということで予定されていますけれども、10月ぐらいまでには決算なり何なりいろいろ関わることが一旦落ち着くかなというふうに私は推測しまして、その後の期間、この方は一体どこにどういう形で関わっていくのかということについて、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） イベント企画運営推進員につきまして、お答えいたします。

まず、令和5年度補正予算の方で予算を計上させていただきまして、年度末までに任用に至らなかったということで、おっしゃるとおり補正で減額ということにはなりましたが、令和6年度につきましては、先ほど議案の方で可決いただいた勤勉手当の支給の方も、地域おこし協力隊が該当になってきます。

会計年度任用職員報酬ですので、地域おこし協力隊としても、それは該当できるということで、若干の人件費は増額できるということと、あとは給与改定、給与表の改訂がございますので、令和5年度よりも高い金額で募集ができるというところがございます。

また、10月以降どのような事業に携わるかということですが、村でいろんなイベント企画運営しますけれども、ロッカノールだけではなくて、いろいろな事業ありますので、そういった部分に携わっていただいたりですとか、あとは来年度に向けた事業計画ですとか、そういったことで、一定の業務というか、そういった民間での経験を活かした形で活動していただけるかなというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 4 番木村議員。

○4 番（木村優子君） わかりました。

人件費の部分で、多少、勤勉手当の支給の部分がアップすることなのですけど、そ

もそも地域おこし協力隊員、うちの場合は三大都市圏と言いますか、都市圏からの応募ではないと対象にはならないということで、枠も結構狭いのですよね。

その中で、応募をしてきていただいて、今、村のいろいろなイベントに関わっていただくということでありましたけれども、それはそれでいろんな課の方が承知をして協力していただけるような、そういうような体制になっているのか。

そのあたり、具体的にきちんとやっぱり、どういう事業でどういうことに関わるから雇うのだというようなのがちょっと見えないと、結構経費かかっています。

地域おこし協力隊、特交で国から一応お金は出るのですけれども、それにしても、ここにイベントだけにというのがちょっと私あまり納得いかないもので、なのでそのあたりのきちんとした説明をいただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 特別交付税の対象は地域おこし協力隊は三大都市圏、うちの本村ですと三大都市圏の都市地域からの移住ということになりますけれども、募集におきましては、そこはちょっと柔軟に拡大しまして、例えば、三大都市圏外、そこは特交対象にはならない場合がありますけれども、もし適任者がいれば、そういった形で拡大をしたりすることは検討しております。

それから、ほかのイベントですとか、そういった村の事業にどのように携わるかについては、募集で本人が任用決まりましてから、本人とも面談しながら、どういったことが得意なのかということも踏まえて、各課とも調整できればというふうに考えております。

○議長（中井康雄君） 4番木村議員。

○4番（木村優子君） 雇ってからその本人の気持ちというか要望を聞いて各課と連携取るというのではちょっと遅いのではないかなと思うのと、私はもともと地域おこし協力隊員の募集に関しては、検討されているかどうか、そこまでちょっと確認、所管課さんにしていないのでわかりませんが、保育園の人材確保の不足の部分で、もちろん村長としては人員が足りないから、そのために地域おこし協力隊員を採用するという考え方は持っていないということで、その地域の実情とかいろいろ考えていただいて、村の良さをわかっていただいて、そこで地域おこし協力隊員を経て、村に定住していただくなり、魅力を伝えていただくなり、いろんな村に関わっていただくという、そういう意味で雇いたいというので、以前は前向きに検討するというお話あったと思うのですね。

そこで検討がされていないのかなと私としては考えているのですけれども。

そのほかにも、移住の部分で地域おこし協力隊員のコーディネーターさんとして活躍しているようなところもありますので、何でしょうか、ちょっともう少しはっきりと明確な目的を持って、なるべく採用という形ですね。

あとは、このイベント業務をやっていた中で、では、1年後もしくは任期満了の3年後、例えば、起業にきちんとつながって定住につながるのかということまで考えての採用だと思いますので、そのあたりをきちんとしていただきたいなというふうに思っていますけれども、そのあたりのお考えはいかがでしょう。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 基本的な募集要項のところでは、イベント対応というふうに、一番目立つところとかいうか、わかりやすいイメージのところを出しているのですが、当然企画財政グループで所管する仕事の内容についてもらうことがベターだというふうに思いますので。

何というのでしょうか、フアジーな言い方かもしれませんが、まちづくりに関することに

については主体的に関わることも一つの経験だというふうに思いますから、そういうふうな取扱いをするべきかなというふうにも思います。

それと、起業までというところでは、地域おこし協力隊員の採用の方法で、一番、村長もそういう答弁の仕方していると思いますけど、言ってみれば人員が足りない部分の穴埋めでそこを地域おこし協力隊員で穴を埋めていくという考え方をしてしまうと、言ってみれば起業の部分はどうするのと。

任期は3年、3年終わった時には、はい、さようならということにはやっぱり。

それではあまりにもひどいことになりますから、やっぱり起業の部分はある程度やっぱり考えなければならぬだろうと。

まちづくり全般で、まちの中の当然いろんな各種イベントに関わることで人を知り、その先の起業についての芽もそこで育ててもらいたいというのが基本的な考え方としてはあり得るのかなと。

一つのことだけで固定してしまうと、それに対応するような起業の芽がなければ、言ってみれば、3年間の手前で辞められてしまうということも当然考えられますから、そういう面でいけば、当然、起業のことは想定しながら雇入れをさせていただくというのが基本的なスタンスかなというふうに思っています。

具体的などころまで話しているかということでは答弁できていませんけど、基本的な考え方はそういうことでございます。

○議長（中井康雄君） 休憩をしたいと思います。

午後3時15分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時13分

○議長（中井康雄君） それでは、予定の時間より若干早いのですが、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

4番木村議員。

○4番（木村優子君） まず地域おこし隊の採用については、先ほども申しましたように、やはり具体的な目的を持って採用を進めていただけるように、再度お願いを申し上げます。

同じまちづくり推進費の中の62ページの六花の森のイベント事業補助金についても幾つかご質問させていただきます。

先ほど福原議員がおっしゃっていた時にご答弁いただいたみたいに、六花の森をイベントとする場所のメリットについては、先ほど村長のお考えお聞きしたのですが、私はちょっと違う立場で言わせていただきたいなと思います。

まずは発信をする、交流人口を増やすということですね。

もちろんSNSの発信によって村をいかに知ってもらうか。その部分が大きいっていうのはわかっているのですが、やっぱり交流人口とか関係人口増やす目的の先にあるものというのは、やっぱり地域経済にどれだけ貢献するかということが期待されるところだなというふうに、私自身は思っておりまして、夜間の開催によって、地域の例えば商店街ですとか、あとは道の駅ですとか、そういったところでお金が落ちるわけでもなく、宿泊なんかも、基本的には十勝管内の方が日帰りであられるイベントで、そのまま宿泊することなくお金も落ちないという、こういった、目に見えてどこまで効果があるかとい

うところを、やっぱり村民の方にもご理解いただかないと、何でしょうか、村民の方はやっぱり大事な村の税金を使ってやっているイベントなので、なるべく村民に、もしくは村にどういうメリットがあるのかというのを見せてこないと、なかなかこのイベントの開催に対してご理解がいただけないのかなというふうに私は思っております。

それはもう村長と私の考え方が違うので、そこを議論するつもりはないのですけれども、やっぱり議員としては、村民の方がどう思ってどういうものを求めているかというところをお伝えするのも私たちの仕事だと思っていますので、実際のこの六花の森イベントの目的として、村が考えているところと、村民が求めているところがどこで合致するのか。

そこをやっぱり考えていただきたいと思います。

六花の森のイベントの場所、重要な観光資源、全国的に知名度がある。

それは誰もが認めていることで、それは村民の方もわかっているのですけれども、イベントを実施する場所として本当に適しているのか。

いろんな方からお声を伺っています。

まず、野外で、まず夜間にイベントを実施する意味が実際あるのか。ランタンを上げて、帰ってそれを見てきれいだなって帰っていただく、満足するのはいいのですけれども、そこで村がどんな魅力があるかというの、どれぐらいの人が感じて帰られるのかというところでありますとか、実際に行ってみたいけど、イベント会場まで長いので距離が歩けないから、なかなか行く自信がないですとか、車で近くまで行けないので、もしくは駐車スペースが少ないので行きづらいですとか、サービス業があるので、そもそも仕事で行けませんとか、一晩のイベントのために800万円かけるよりも、もっと別のことにお金を使ってほしいですとか、いろんな声があるのですね。

そこはやっぱり、目的が違うというふうに言われてしまっても、村民の方が本当にそれを求めているかというところをやはり考えて実施していただきたいのと、その地方創生の考え方をもっとわかりやすく、村の人が、「ああ、なるほど。それでこのイベントは大事で大切なものなのだと。自分たちのためにもなるのだな」というふうな、何というのでしょうか、説明、もっと村民目線に下りてきていただいての説明というのですかね。

理解していただくという、そういう努力がやっぱり必要ではないかと思っているのですけれども、そのあたりのお考えを村長にお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

まだまだ行政としての説明が十分ではないということを、先ほど福原議員のご質問にもありました。

今、木村議員からのご質問、船田議員からも質問あったわけでありましてけれども、そういった面で、もっともっと努力は必要だなというのを、今、今回の議会、この予算の審査で改めて感じたところであります。

そういった面ではもう少し、もう少しと言うか、もっともっと努力していく必要があるなというのを感じた次第であります。

○議長（中井康雄君） それでは、ほかに質疑ございますか。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） それでは、もう一度六花の森のイベントについてお伺いします。

今、福原議員に対して、村長、熱く語りましたが、どうですかね。

それ、村民どれだけ理解していると村長は感じていますか。

我々はこのものを伝えていくのが仕事だと思っているのですよ。

村長はこういうところで語るのですけども、どうですかね。

村民と話したことありますか。こういうことを。

この小さい村だから、全国なんていうのを考えることでなくて、もう少し村民は何を考えているかということを考えていただかないと。

このイベントに関しては、ずっと自分は言い続けているのは、お年寄りからお子さんまで集まって、村民が楽しめるイベントをしてほしいと、ずっと言い続けています。

けども、村長の考えは、うちの村を全国に発信する。

ここから始まってしまうのですよね。

やはり村民が参加できる、村民の声を聞ける、そういう村でなくてはいけないと思うのですけども、いかがなものでしょうか。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 内容としては、先ほど木村議員からご質問いただいたとおりであります。

村民からの意見を聞くということについては、まさに議会議員の皆さまは住民の代表者として来ていらっしゃるわけで、そういった面では、この議会で様々なご意見いただいて本当にありがたいなというふうに思っています。

ただ、イベントについては、北嶋議員のお話されていることすごくよくわかるのですけれども、様々な、子どもからお年寄りまで参加できるイベントがないかということ、これはある。

先ほど、福原議員のご質問にもお答えしたのですけれども、すべてそういうイベントにすることに意味があるかということ、ちょっと考え方が違うところで、ロッカノヨルについては、できるだけいろんな方にご参加いただきたいと思うのですけれども、そういったイベントは中札内村ないわけではありませんで、繰り返しになりますけれども、盆踊りであったり、七夕まつりであったり、それ以外にもいろんな文化イベントであったり、様々なイベントが中札内村では開催されております。

そういった意味で、すべて同じようなイベントをやるのではなくて、それぞれ特徴を持ったイベントを開催したい。

住民の方々のご意見については、こういった機会も踏まえて、ただ、全く襟を開かないで、住民から全く意見を聞かないということは中札内村についてはありませんで、様々な機会を通じて、ご意見いただければなというふうに思っております。

当然、ご意見いただければなというふうに、行政としては考えている次第です。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 村にいろんなイベントあるという話ですけども、これはいろんな形の中で、いろんな特徴を持ってやっていることであって、もっと村民が集まれることは、昔の話では運動会あったりいろんなことやっていたのですけども、そういうことではなくてもいいのですけども、やっぱり、一昨年から、帯広からシャトルバス出して、そっちの人を送り迎えをする。

では、お年寄りを送り迎えできないのですかということにもなるわけですよ。

そういうものにきちんと前向きに村民のために考えてくれればいいけども、まず村長の言葉こそ、必ず中札内村は発信をする。

全国に発信する。

そういう言葉が先に聞こえて仕方がないのですよ。

まず村民のことを考えてほしいなということがあって、ロッカノヨルに関しても、このままでいくと、村民の反対はかなりありますので。

この次どうするかというのは、この次に考えることかもしれないけども、村民としては、かなり反対でしていることをお伝えします。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

7 番宮部議員。

○7 番（宮部修一君） 私も同じく六花の森のイベントについてなのですが、私もこれ、昨年、2 回目の開催ですけれども、1 年目が約 6 0 0 万円少々ぐらいの事業費で収まったということで、令和 5 年もチケット売り上げなどもあるので、実質村の負担あたりは 5、6 0 0 万円ぐらいで収まるのかなというふうに思っていたのですが、決算してみると 8 0 0 万円弱ということで、村の予算内では収まってはいるのですが、やはりちょっと事業費が膨らんできているのかなというような気がいたします。

先ほどからいろんな議員の方が、もっと村民のためとかいろいろ言われていますけども、私としては、やっぱりこの村の PR ですか、交流人口を増加させるというのは、私もそういった考えはやっぱりあってもいいのではないかなと思いますので、その辺はいいのですけれども、やはりちょっと事業費といいましょうか、その辺の再検討といいましょうか、報告書の中でもありましたけれども、協賛金あたりを増やすですとか、あと、経費の圧縮等というようなことも報告の中で出されております。

そんなことで、少しやはりこの事業費全体をどこか削れるものはないのか。

昨年あたりやっぱり大きいのが、投影のところですよ。

ここで一気に 2 0 0 万円以上増えているということで、いろいろな理由があってこうなったのでしょうか、この投影も確かにアートとして素晴らしいというか、良いところもあると思うのですが、ここにこれだけお金を掛けるのは本当にいいのかなのか。

やっぱり六花の森の公園といいましょうか、あそこの入口から入って行ってずっと自然の木ですとか、小川が流れているとか、そういった環境もやっぱり素晴らしいものがあると思うので、そういったもののライトアップぐらいでも良いと思いますし、本当に投影にここまでお金を掛けるのはいいのかなというような自分は気がしています。

もう少し事業費の使い方に改善はできないものなのか。

できれば、本当に、総体で 8 0 0 万円ぐらいで収まるような形でやっていかないと、やっぱりまたいろいろ事業費が膨らんでくると、村民の中からも何でそこにそんなにお金を掛けるのだというような声も出てきますので、その辺の経費削減というのは、事業費削減というのはやっていただきたいなというふうに思います。

今年たまたま 2 月の 2 0 日ごろですか、テレビを見ていましたら、石狩管内の新篠津村でもこのランタン祭りやっているのですよね。

どんなことやっているのかなと思ってちょっと調べてみたのですが、ここは冬にやっているのですよね。

空気が澄んでいていいのかどうか分かりませんが、冬に開催している。

4 回目ぐらいだったかな、ここも開催しているみたいです。

このランタンというのは、うちの村のランタンは紐が付いていて途中までしか上げられないのですが、新篠津村は完全に打ち上げなのですよね。

ランタンでなくて紙袋打ち上げて書いてあるのですよ。

ですから、ちょっと調べてみると、環境に配慮した素材を使用しているということで、そのまま打ち上げて自然に消えてしまうというような素材を使ってやっている。

そのランタンを打ち上げる前に、願いごとをそれに書いて打ち上げているというような情報が出ておりました。

このランタンが安いのかどうか分かりませんが、そういったところもありますし、結構日本中調べてみると、いろんなこのランタン打ち上げ、また、昔から日本というのは、川に灯籠を流したり、願いごとを書いてね、流すとかそういったところでいろんなところでもこういった催事はやっていると思いますけれども、村の方もまたいろいろ調べながら、もっと削減できる場所はないのか、また、違ったアイデアはないのか。

もっと多くの人が来ていただけるような方法がないのか、考えていただければなというふうに思いますけれども、やっぱり事業費の見直し、削減というか、そこはやっぱり考えていただきたいなというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 現実、私も実行委員会のメンバーの中にも入っているということで、その決算の内容についても、当然周知はしているのですが、委員の中でもその決算の内容について、最終的な集約結果、議会の方にはご説明はしましたけれど、委員会の中ではこれからまた、委員会が今月末開かれることになっていますので、そこでの集約と。

私も立場上、その経費がどれだけ掛かってもいいなんていうことは当然思っていないわけで、どれだけ圧縮できるかというのがこれからのみそかなと。

宮部議員からありましたご意見についても、当然参考にさせていただいて、歳出の圧縮、協賛金がどの程度いけるかというのはちょっとわかりませんが、その努力はやっぱりちょっとしなければならぬというふうには思っている。

できるだけ最大の効果を生む、かつ、事業費については圧縮の方向でできるようなことを、その中で考えざるを得ないかなというふうに思っているところであります。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

1 番船田議員。

○1 番（船田幸一君） 予算書の 60 ページ、行政区の交付金の関係についてお尋ねしたいと思います。

私、過年度、過去、行政区というのは行政の最小単位の一つですよということで、何度か取り上げさせていただきました。

今回、私、各行政区の方々とお話をお伺いする時に、行政区の催しをやっても、あるいは会議をやっても、若者の集まりが非常に悪い。

それともう一つは、行政区域に住んでいる方でも、村の方ではご存知だと思いますけれども、区民になっていらっしゃる方、かなりいると思います。

そういった中で、一つの弊害としては、村の広報誌の配布に関しても、直接郵送している方がかなりいらっしゃると思われます。

そこで、村が直接広報誌を区経由でなく直接配送されている世帯はどのくらいあるのか。

そして、それらを解消するために村はどういうご努力をされているのか。

まず、最初にその 2 点をお尋ねしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 広報誌の配布の関係でございますけれども、基本的にお正月の広報の郵送とか、あとは村を離れて村外にお住まいの方については、郵送で対応していますけれども、それ以外の方、村内の方で郵送というのは、基本的にはしておりません。

例えば、役場の方で、村としては広報誌読んでいただきたいという思いありますので、お求めになる方については、窓口で直接お渡ししたり、あと、施設の方に、広報誌、自由にお持ちくださいということで配置したりしていますので、そういった対応をしております。

それから行政区に参加しない打開策、特効薬的なものは今ございませんけれども、例えば、

施設課の方で家賃助成や何かやっていますけど、ああいった方、住宅手当出ていない方が条件ですけども、そういった方には、まず行政区に入ることが家賃助成の条件とかにしていますので、そういった誘導するというのですかね、そういったことはやっておりますけども、それ以外で直接的に何か若い方にこうしてくださいというアプローチまでは、ちょっと今、具体的なものには至っていないのが現状でございます。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 非常にお答えづらい部分もあるのかもしれませんが。

プライバシーの関係もあります。

そういった中で、ただ、やはり私どもも目にするものは、やはり若者の参加者が非常に少ない、行政区活動に参加できない、していない。

それは様々な社会要因や環境があろうかと思います。

それだけ皆さんお忙しいのかなという部分もあります。

しかしながら、行政区の中で、それぞれスポーツ行事とか、これから将来とも皆さんで協議していかなければならない防災の最小単位でもあるわけです。

そういった中で、やはり行政区に対して、過去からこの助成金の金額、総額はあまり変わっていないと思います。

しかし、やはり行政区の方々にとって、これでいいのだなという思い、惰性の中での行政活動を年次計画として消化していつているというようなことが、ほぼ実態だと思うのですね。

それらをやはり見直しかけるために、村としても何らかの形で仕掛けをする、あるいは問い掛けをして、そのために助成金を交付と。

以前はまちづくりの関係、つまり、まつりの関係で申請があれば、交付金を交付しますということで今も来ていると思いますけども、そのような形の中で、やはり趣向を凝らした形で、若者そしてさらにそういう方々が参加しやすいような問い掛け、呼び掛け、施策を持っていけないものか。

あるいは、そういう考え方に立って、行政の中で案を出していただけたらとか、そういう、ひょっとすると我々ともいろんな形で協議する場所があってもいいのかなという思いがするわけですね。

今明確にこうしてほしい、ああしてほしいという案を、今私は持っていませんけれども、ただ、やはり何らかの形で打開していかなければ、ますますこの村づくりにかける若者たちの参加が少ない、なるのではないかなというふうに危惧されますので、その辺の一端を申し上げましたが、お考えをお聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） ご指摘のとおり、行政区への加入、本村の場合は行政区という言い方していますが、場所によっては町内会という呼び方になっていたりだとか、それぞれ役員のなり手が足りなかったりだとか、そういうような状況は本村だけのものではないというふうに思っています。

そういった面では、できるだけ若者ということに限定するわけではないですけど、まちづくりに参加する人の数が減っているわけではないというふうに認識はしているのですよね。

いろんな形で村政に絡んでみたいということで、いろんな実行委員会に参加してくれる方いらっしますし。

ただ、その方が行政区に入っている、入っていないということを調査するものでもありま

せんから、そういった参加の気持ちが薄れているということではないのだろうなと。

ということは、ここ数年はコロナで、各行政区での活動もかなり停滞したのではないのかなと。

花見然り、秋祭然り。

そういった集まる場面が少ないというのも一つの要因にもなり得るかなと。

つまり、区費を払ってもそれに対応するイベント等がそこに存在しなければみたいな感覚のところももしかしたらあるのかもしれない。

ただ、これまで話した中で、行政区の中で防災というのは、この1月1日の能登の地震のこともあって、そういった部分では行政区が関わりというのが非常に大きいし、それは住んでいる方々にとっても非常に重要な一つの区域だというふうに認識はされるかなと。

そういった面では、行政区に加入されていない方も、そういった場面、区を対象に講座を開いたりとか、そういった訓練をやっていますよというのをもっとアピールすることで、少しでも区に参加する意識、まちづくりに参加する意識、高めるという活動を村としても進めていくというのは、一つ重要なことではないのかなと。

何もやらないということでは基本的にはやっぱりないです。

協力してまちづくりを進めるというのは、まちづくり基本条例の中でも当然、議会もそうですけども、そういったスタンスに立って施策を進めるということにしていますので、できるだけそういう努力はしてまいりたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） 1番船田議員。

○1番（船田幸一君） 副村長からお話いただいたことについては、ごもっともだなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、全体的に村政に関わることの中で、各種委員会、様々な委員制度の中で、年齢構成見てみますと、かなり高齢化しています。

そして硬直化しています。

そんな流れを見た時に、村が諮問委員あるいは検討委員、様々な委員を選出するにあたって、内部だけで経験あるいは知識、その他の経歴等を勘案しながら決めていくというやり方プラス、それはそれで結構なことだと思います。

しかし、これらを打開する一貫として、やはり区長会議を通して、あるいはそれを各行政区に下ろす形の中で、行政区の推薦制に一部持っていてはいかがでしょうか。

そういった中で、今、様々な委員さんの名簿をずっと私もこの5年間見させていただきましたけども、代わり映えがしないなと。

これでは、村づくりのために良くならないと。

だとするならば、行政区に下ろして、行政区の中から一部あるいは半分あるいは3分の1、女性なりあるいは男性なりと。

女性の活躍の場もこれからも必要になってくるということで、十分大変皆さんの方もご承知のことだと思いますけれども、各行政区の中から推薦をいただいて村づくりに参加していただけるような方式、つまり、行政区交付金ともども、そういった意味においても考えていただきたいなと。

そこら辺については、私の勝手な考え方でありまして、これについてのご意見をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 多様な村民の方、住民の方にまちづくりに参画いただかなければいけないという、まさにそのとおり、ご意見納得するところであります。

ただ、非常に難しく、例えば、先ほど行政区からの推薦制というご提案ありましたが、ちょっと危惧するのは、その行政区からの推薦制が逆に行政区に入るのをためらわせるような、そういった懸念もあつたりします。

なので、中札内村としては、数年前から研修会を通じて取り入れている無作為抽出という、それは無作為抽出が機械的に住民を選んで、その方々に参画いただくというような方法を取っております。

これがすべての委員会に適するかどうかはわかりませんが、そういった手法取り入れて、いろいろな方に、これまで接点がなかったような方にお声掛けをして、まちづくりの論議に関わっていただくような働きかけをしております、それなりに一定の成果は出ておりますので、まずはそういったその無作為抽出という方法を取り入れながら、少しでも住民の方々が参加しやすいような工夫をこれからはしてまいりたいというふうに思います。

先ほどの行政区の推薦という話も、ちょっと念頭には入れさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑ございますか。

5 番福原議員。

○5 番（福原一斉君） 64 ページ、ふるさと納税謝礼についてお伺いいたします。

ふるさと納税されるということは返礼品のことを指しているのかと思いますけれども、2 億 1,000 万円ということで計上がございます。

去年は 2 億 6,400 万円ほどの計上だったかと思います。

5,400 万円ほどのマイナス計上ということになっております。

計算しますと 40% 以上のマイナスぐらいになるかと思いますが、このことについて、当然取引先である業者への説明ということが行われているのかどうかということでお伺いします。

先ほどの質問がありましたけれども、来年度に向けての事業者の変更等はないということでございますので、引き続き、今年度の業者が関わられるということで、そういう中で予算的にはかなり減額になるというようなこと。

これはやはり事前の説明というものが必要ではないかなというふうに考えての質問でございます。

あともう 1 点、10 月に電算ミスということであったかと思いますが、村長、12 月の定例会の冒頭、執行状況報告の中で、全力を上げて信頼回復に努めますという言葉がございました。

信頼回復に向けたものというのは、当然ながら時間と経費等々かかってくるものかというふうに思いますけれども、そういった経費がこの予算書の中のどこに計上されているのかということでお伺いします。

この 2 点、よろしくお願いいたします。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） ふるさと納税の報償費についてでございます。

報償費につきましては、おっしゃるとおり、返礼品の代金ということになりまして、今回、寄附額を、昨年度 8 億円で当初予算見ましたけれども、今回は 7 億円ということで見込んでおります。

7 億円の 3 割ということで 2 億 1,000 万円という予算になっておりますので、去年は 8 億円の寄附の当初予算だったので、その分、単純計算で落ちているということでござい

すので。

もちろん寄附が増えれば、補正予算で予算を拡大、増やすということになりますので、ここについては、この額で年間走るということではなくて、寄附額、現時点での実績などを見ながら、当初予算は7億円、昨年より1億円減額ということで計上しているところでございます。

それに伴いまして、報償費の額も下がっているというところでございます。

この予算については、特に減額するということについて、事業者へ周知等は行っておりません。

当然、寄附額が増えたら、ここは増えてくることになります。

補正予算で増やすということになりますので、計上させていただくことになりますので、そのような形で進めております。

また、信頼回復に係る予算ということでございますけれども、それにつきましては、どれか特定のものというものは計上はしておりませんが、例えば、ふるさと納税の仲介事業者への委託ですとか、そういったことでミスのないような形の事務を進めていったりですとか、事務の効率化を図っていった、寄附者であったり返礼提供事業者の皆さまへの満足度を高めるような形で進めてまいりたいと考えております。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 答弁いただきましたけれども、少し理解ができないところがあります。

予算とは言えども、1億円のマイナスの歳入予定ですか。

それと経費については5,400万円ほどの削減をされるということは、事業者にとっては当然事業計画に則って事業をやるので、村が増やそうと思っているのか、減らそうと思っているのか。

そういったことが事業者にとっては、来年の計画につながる話でありまして、今年多からすぐ対応すれといってもなかなか難しいことになったりということが考えられるかというふうに思います。

では、村の考え方をしっかり事業者と打ち合わせをしておかないと、何かとトラブルになったりというようなことがあるかと思えます。

ですので、村の考え方をしっかり事業者に伝えた上で、来年以降のふるさと納税が安定的なものになるようにというような努力はしておくべきだろうということでの質問でございますので、今一度答弁をいただきたいと思えます。

それから、仲介業者への業務委託ということでございましたけれども、これについても、これはいわゆる電算ミスをなくすための努力と、役場としての労務の負担ですね。

こういったものを軽減するという目的かと思ひまして、信頼回復には直接関係のないことなのかなというふうに思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 事業者さんへの予算の説明という考え方でございますが、別に業者さんごとに割り当てをしているわけではございません。

予算の配分を、もともと。

ですから、増額する時にも、特に、言ってみれば業者さん、関わっている業者さん、村内の業者さんに打診をしてやっているわけではありません。

結果的に、どれだけその返礼品を寄附の際に返礼品として要望されるかというのは、はっきりいって寄附を受けてみなければわからない。

これまでの統計的な処理で割合を算出することは可能ですけど、その分業者さんに配分しましたよということではありませんので。

あくまでも寄附者の意向に基づいて返礼品は確定するものですから、言ってみれば、それを予算化されていなかったと。

つまり減額した今回の当初予算、7億円という寄附から算出して、その30%を報償費として計上している。

当然、7億円が伸びれば、伸びただけではないですね。

その返礼品のどんなものをというところが付いてまわりますけど、基本的に寄附が伸びれば、それに対する返礼品の希望があれば返礼するという形になりますから、歳出も当然伸びるという考え方でございます。

ですから、事業者さんの意向を聞いて、返礼品をどれにするかということ自体は詰めなければ、業者さんと詰めないと当然だめですけど、その予算のあり方がどうかというところを詰めるべきものかどうかというのは、村としてはそこまで考えているということはありません。

それと信頼回復の部分ですけれど、基本的に正確な発注、そしてきちんと寄附の要望に応える。

寄附の要望というのは、返礼品だけではない。こういう使途に使ってほしいというところも踏まえた上で村政をつくっていくというのも一つのもので、そういったことをしっかりやるというのが信頼回復かなというふうに思っているところでございます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 事業者への個別への説明はしないということでの回答だったかと思えますけれども、個別に割り当てをしてすり合わせをすれということではなくて、村としては増やそうと思っているのか、これから抑えられるべきものなのかという全体的な方向性ですね。

そういったことに関しては、少なくとも説明をしておかないと、事業者にとってはその日1日で事業が解決するわけではなくて、計画を組んで、その1年間の事業なりを準備していくわけですので、どれぐらい売れるのか、ものが出ていくのかということがある程度予測できないと、事業者にとっては困ることになるのではないかという意味での質問でございました。

それから、信頼回復に向けてということだったのですが、この3月の執行状況報告には、ふるさと納税の電算ミスの対応状況ですね、そのことは記載されておりますが、信頼回復という言葉は載っておりません。

当然ながら地道な努力を続けていかないと、こういった信頼簡単に回復するようなものではないと考えますが、そういった意味で、予算に何かしらのものが計上されるものかと私はそういうふうに思っていたところなので、その辺具体的な項目がどれなのか特定できないということでありましたら、最大限の信頼回復への努力に努めるという言葉が、今現在すでに回復したものと考えているのかどうなのかというところでお伺いしたいと思います。

○議長（中井康雄君） 山崎副村長。

○副村長（山崎恵司君） 村が寄附金を増額して予算計上したとしても、実際に寄附がなければ支出は起こらないわけで、ですが、その方向性、変な話、議会へこうやって説明していることも住民の皆さんに説明しているのと同じだというふうに認識しますので、そのことをもって寄附額を村が多くみたから、言ってみれば、その仕入れを多くしてくださいだ

とかということには、ちょっとならないのではないかなというふうに思うのです。

そこは連動するものではないのではないかなというのが基本的な村の考えかなと。

例えば、村が15億円って例えば寄附金をやったからといって、それに相当する額のものが必要と伸びますと言いつけるかどうかというのは、一生懸命やろうとしますが、当然予算組めば。

だけど、その分だけ本当に、どれが伸びるかというのは読めない、村も読めないですし。

統計的な処理か、先ほどと同じですけど。

ということからすると、言ってみれば、その組み方というのは、あくまでもこれまで希望された返礼品のその割合で、各業者さんが年間の推計を立てていくべきものなのかなと。

そのことで返礼品が増えれば、結果的に寄附金が伸びていることになりますから、そのときには、入ってくるお金の方は、予算組んでいないから受けることができないということはないですから、歳入については。

予算を上回っても受けることができますので。

そういった面では、特にそのことによる説明というのは、基本的には必要がないのかなというふうに思うところであります。

○議長（中井康雄君） 森田村長。

○村長（森田匡彦君） 信頼回復については、何と言ったらいいでしょうか。

今現在どの程度信頼回復しているのかというのは、これはちょっと数値的なものであったりとか、具体的にお話することはできません。

ミスはミスとして、いわゆるコンピューター操作のミスで起こった事故ですし、事件ですし、ただ、それ以外の部分で関係するスタッフは、そういうことがある前からも一生懸命丁寧に仕事をしてくださっています。

このミスに関する対応についても、一生懸命やってくださっています。

そういった面で、我々としては、当然私がメッセージを書いたりということも、この事故が起きる前から、後についてもさせていただいておりますし、そういったことで信頼回復していただけるように努めるということしか申し上げられないのかなというふうに思っております。

ただ、発注漏れの方から、再度のご寄附いただいている方もたくさんいらっしゃいますし、あのことがあった後も何件も寄附してくださっている方もいらっしゃいます。

そういった方については、私すべてお詫びの手紙というか、付箋を付けてお詫びはさせていただいているところでありますけれども、それで十分と言われると十分ではないと思いますし、ただ、これから、これまで同様にスタッフは一生懸命丁寧な対応に努めますし、私も中札内村とやっばりつながっていて良かったと思っていただけるようなふるさと納税の対応、村長としてできる対応は、これから全力で汗を流してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（中井康雄君） 5番福原議員。

○5番（福原一斉君） 事業者への説明という部分ですけども、やはりいくら出ていくかわからない、売れるかわからないというのは、事業者の対応としてはなかなか対応が難しいのではないかなというふうに考えます。

ですので、最低限、これぐらいは売れそうだなとか、そういうものというのは、最低限必要な事前の打ち合わせなのではないかなというふうに思っています。

ですので、そういったことが行われないうちに来年度の取扱業者の変更はないから、概ね7億円ぐらい予算を見ているのだよというのが、この予算書なのかなというふうには私は理

解したのですよね。

ですので、事業者に対しては、来年も同じぐらい、全体のボリュームとして、事業者になくても説明はしておくべきだろうというふうに考えます。

それと、信頼回復の部分で何度も質問になってしまうのですが、電算ミスのあった869件、それが何件も再度寄附をしてくれているということ。

これを一つの目安にするのだったら、何件ぐらいの方が再度寄附をしていただけたのか。

それが普通の一般のリピーター率とどれぐらい違うのかということを一定の基準にすべきだというふうに思いますので、その辺の数字をもし押さえているのであれば、教えていただきたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 発注ミスがあった方で、その後、村に温かい寄附をいただいたという方はいらっしゃいますが、ちょっと細かい数字が今持ち合わせていないので、後ほど調べてお答えさせていただきます。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑はございますか。

2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） 今のふるさと納税の話ですけれども、今聞いていると信頼回復云々とあるのですけれども、どこに問題があったのかなって。

なかなか公表していない部分もあるので、いらんこと言う必要ないのかもしれませんが、そこで今、業務委託されますよね。納税業務委託。

この会社は、今まで村でやってきたことに対してのいろんなトラブルだとか問題があったのだけでも、それをこれでやることによってなくなるのですか。

それとも、村もどこまで介入してやるのかという、その辺の今後の成り行きを教えてくださいたいと思います。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） これまで村で、職員でやってきた部分を、全国では幾つかそういった仲介業者と言われる業者がありますので、例えば、寄附の問い合わせ対応ですとか、そういった一部の、村が今までやっていた一部の事業を、業務を、業務効率化という意味も含めて業者に委託するというのを考えております。

具体的な業務につきましては、先ほども一例を挙げたのですけれども、問い合わせ対応ですとか、コールセンターのような業務、それから寄附データ、そういったものをシステムに取り込んだりですとか、村内事業者への発注業務ですとか、発送状況を管理したりだとか、請求書のチェック、また、ポータルサイト上の内容の修正ですとか、返礼品の在庫管理。

そういったところ、今具体的な、どこまで委託するかというのは検討しますけれども、そういった村がこれまでやってきた部分を、専門に取り扱っている仲介業者の方に委託するという予算を計上しております。

○議長（中井康雄君） 2番北嶋議員。

○2番（北嶋信昭君） その辺ちょっと聞いていいことか、悪いことかわからないですけども、去年いろんなトラブルあったと思うのです。

けれども、そういうものが委託することによってなくなるということであればいいことなのだけでも、あくまでも村との二重の中でやっていくとしたら、また村との考えの中でいろんなトラブルだったり、考え違いが出てくると思うのですよ。

それが一つの、一昨年の中にあったと思うのです。

そんなことで、あくまでもどこまでが権限で、どこまでが業務委託なのかというのをはっきりしておかないと、あとでまたお前が悪い、俺が悪いの話になると思うので、その辺をはっきりしておかないと、トラブルの問題だし、一昨年もそうですが、総務省からいろんなもの来ていたのだけどずっと置いてあったって。

そういうものも、そういうところで処理はしてもらえるのかな、もらえないのかな。

その辺はどうですか。

例えば、去年、経費率70%近くあった時に、総務省からずっと注意が来ていたと。

そういうものに関しては今度、業務委託の中で解決できるのか。

それとも、それが村が入ってやらなくてはいけないのかって。

そういう問題がいろいろ出てくると思うのですけども、その辺はいかがなものですか。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） 経費率の管理につきましては、当然村が行うことですので、総務省への報告通知を積算したり、経費率の、今どのぐらいの経費かかっているかという管理は今までとおり村で管理していくということになります。

○議長（中井康雄君） ほかに質疑はございますか。

それでは、ここで1款議会費と2款総務費の質疑は終了させてもらってよろしいですね。

それでは、4時20分まで休憩いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時 5分

再開 午後 4時20分

○議長（中井康雄君） それでは、皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

続きまして、3款民生費、4款衛生費、5款労働費に入ります。

72ページから113ページまでです。

概略説明お願いいたします。

はじめに、高桑福祉課長。

○福祉課長（高桑佐登美君） それでは、歳出の3款民生費及び4款衛生費で福祉課が所管する予算概要を説明いたします。

はじめに、3款民生費で特徴的なもの、前年と大きく変わる予算につきまして説明いたしますので、予算書72ページをお開きください。

ページ下段、1項、1目社会福祉総務費、説明欄、社会福祉員報酬は、報酬改定により、年額12万円、会長職の委員報酬12万6,000円として12名分を計上しています。

73ページ、社会福祉一般経費、説明欄最下段、更別村温泉使用料及び74ページ、十勝エアポートスパそら使用料8万6,000円は、対象者1人につき、それぞれ年間12回分を令和5年度の購入実績をもとに計上しています。

その下、社会福祉協議会補助金1,989万8,000円は、給与改定及び開拓訪問員の人件費の補助を復活することにより、人件費等の増のため、前年比393万円の増額となっております。

その下、ポロシリ福社会運営助成補助金2,390万円は、デイサービス及びホームヘルプサービスの事業収入の見込みにより、村の助成額として、前年比114万7,000円ほどの増額となっております。

その下、認知症グループホーム改修事業補助金95万円は、電気給湯温水器更新に対し助成するもので、その下の恵津美改修事業補助金310万円は、恵津美ハイツ食堂屋根トタン部の修繕に係る費用に、その下、恵津美ハイツタンス更新補助42万5,000円は、開設当時から使用する備え付けの特養50床及びショートステイ居室6床のタンスの更新に対し、一定の割合を助成するものです。

次に、75ページ、説明欄下段、敬老会事業費562万9,000円は、コロナ禍において工夫し実施してきました喜寿や米寿、白寿の方を招待する開催方法を継続し、アトラクション等の予算を計上するほか、敬老祝金贈呈者数の見込みにより、前年比154万5,000円ほどの増額となっております。

次に、76ページ、説明欄中段、移送サービス事業委託612万9,000円は、原則2日前の予約を基本としつつも、車両に空きがあれば当日の通院等による利用可能とするなど、高齢者の移動の利便性の向上に伴い、利用件数及びドライバー等の稼働が増えていることから、前年比50万3,000円の増額となっております。

次に、79ページをお開きください。

3目障害者福祉費、説明欄下段、南十勝こども発達支援センター負担金1,249万4,000円は、先ほど公の施設の利用に関する協議の承認をいただきましたが、主に幕別町の共同利用終了に伴う負担金の増などにより、前年比175万9,000円ほどの増額となっております。

ページ下段、北海道障害者スポーツ大会負担金45万4,000円は、令和6年度十勝での開催が予定されており、中札内村はソフトボール大会の会場となることから、負担金を計上するもので、財源の一部に、いきいきふるさと推進事業助成金22万7,000円を見込んでいます。

80ページ、上段、扶助費の介護給付費は、重度訪問介護及び生活介護などの前年度実績見込みにより、9,036万8,000円を計上しているほか、その下、訓練等給付費は、共同生活援助や就労継続支援A型、B型の利用者の見込みにより、5,328万円を計上しています。

説明欄中段、返還金398万1,000円は、村外の障害福祉サービス事業者の不正請求、過誤請求により、平成29年度、30年度の自立支援給付費国庫負担金及び道負担金の実績報告に変更が生じ、再確定となるため、返還金を計上するものです。

少し飛びますが、85ページをお開きください。

2項、1目児童福祉費、説明欄、児童支援費、中段、出産祝金160万円は、26名分を見込み予算計上しています。

説明欄下段、扶助費、児童手当5,863万5,000円は、令和6年10月法改正に伴う拡充分として、前年比828万5,000円ほどの増額となっております。

次に、86ページ、説明欄上段、放課後児童健全育成費、委託料2,780万4,000円は、上札内放課後児童クラブが令和5年度末で事業を終了することから、前年比344万8,000円の減額となっております。

次に、89ページ、3目中札内保育園費、説明欄下段、保育園フェンス取替工事は、保育園の駐車場付近の竹製のフェンスが劣化していることから、耐久性のある素材への素材のフェンスへの取替えに94万6,000円を計上しております。

続いて、4款衛生費を説明いたします。

ページが飛びますが、101ページをお開きください。

説明欄下段、母子保健事業費、説明欄下段、妊婦通院タクシー事業委託は、妊産婦健診に

自家用車で通院することが難しい方に、タクシー利用料金を助成するもので、自宅から病院までの片道タクシー料金のうち、自己負担1,000円分を除く料金として76万5,000円を見込んでいます。

その下、不妊治療費200万円は、令和4年度より継続して実施するもので、特定不妊治療費に加えて、一般不妊治療費まで助成内容を拡充し、令和5年度の実績をもとに予算計上をしております。

102ページ、説明欄上段、出産子育て応援事業費290万円は、令和4年度からの継続事業となりますが、妊娠期から出産、子育てまで、相談支援と経済的支援を一体的に実施するものです。

次に、106ページ、説明欄上段、予防接種事業費、予防接種業務委託1,232万3,000円は、主に定期接種に係る委託料になりますが、前年比587万4,000円の減額の主なものとしては、子宮頸がん予防、HPVワクチン接種について、令和5年度の接種実績により、接種者数を見込むとともに、その下、インフルエンザ、風しん、おたふく予防接種についても、それぞれ実績により予算計上を行っております。

続きまして、黒ナンバー19番、予算に関する資料、事務事業説明書により、福祉課が担当する主な事業概要を説明いたしますので、22ページをお開きください。

高齢者等通院タクシー助成事業は、通院のための経済的な負担軽減を目的として、令和5年度より利用料金の助成率を2分の1から4分の3へ見直し、196万5,000円を見込んでいます。

その下、障害福祉講演会は、メインディッシュとなりますが、障害のある方が自分らしく過ごせる地域づくりを目指して、自立支援協議会とスペシャルニーズとの共催により講演会を開催いたします。

また、障害に関わる相談やショートステイの利用調整等に対応する地域生活支援拠点の南十勝広域による設置に向けて準備を進めてまいります。

次に、23ページ、子育て援助活動支援事業費は、3年目の事業となりますが、依頼会員、援助会員相互の連絡調整等を行い、地域における子育ての相互援助活動を推進するファミリーサポートセンター事業に係る経費として196万円を計上しています。

その下、子育て短期支援事業は、新規事業となりますが、保護者の疾病や出産、育児不安などで一時的に家庭でお子さんを見るができない場合に、お子さんが宿泊利用できる施設として、十勝学園に委託するものです。

24ページ、認可外保育施設保育料助成事業は、低年齢児の保育園待機児童解消及び村外の近隣市町村で就労する保護者の利便性の向上を目的として、認可外保育施設の保育料を助成する事業として144万円を計上しております。

次に、26ページをお開きください。

メインディッシュ、少子化ストップ元年、母子保健事業の充実に関連する事業となります。

新規事業となる1ヶ月児健診事業は、経済的な負担の軽減により、受診しやすい体制づくりと、健診結果等を活用し、伴走型相談支援につなげていくほか、新規事業となる産婦健診事業は、健診費用の助成と産婦に対する支援により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援につなげます。

27ページ、産後ケア事業は、産後1年未満の母子に対し、身体的回復と心理的な安定を促す目的で、助産師が訪問し、相談、助言等を実施するほか、委託先機関で母子を受け入れて実施するデイサービス型の産後ケアを実施するものですが、産後ケアを必要とする対象者がより利用しやすくなるように、助成内容を拡充し、予算額113万円を見込んでおりま

す。

妊婦訪問事業は、新規事業となりますが、妊婦やその家族に対し、助産師等が訪問による相談支援を行うもので、委託料39万円を見込んでおります。

28ページ、七色献立プロジェクトは、継続事業として、記載のとおり、それぞれ充実を図りながら実施してまいります。

メインディッシュとなるまちなかキッチンスタジオを活用した栄養改善事業104万3,000円は、七色献立プロジェクトの栄養改善事業として、食と健康づくりの推進に取り組むもので、キッチンスタジオに野菜摂取量測定器、ベジチェックを設置して、推定野菜摂取量を見える化することで、意識啓発につなげるほか、食育サポーター養成講座や食と健康づくりセミナーの開催などに取組みます。

29ページ、带状疱疹予防接種助成事業は、新規事業となりますが、50歳以上の方を対象に、接種費用の一部を助成するもので、予算額191万1,000円を見込んでおります。

以上で福祉課関連予算の概要説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 続きまして、平山住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（平山直人君） 続きまして、住民課が所管いたします3款民生費から5款労働費のうち、令和6年度における特徴的事業などを抜粋し、概要説明いたします。

はじめに、予算書の81ページをお開き願います。

また、黒ナンバー19番、予算に関する資料24ページから事務事業説明書に關係事業の一部詳細が記載されておりますので、併せてご確認いただければと思います。

3款民生費、1項、4目社会福祉医療費は、前年度から190万円ほど増額の3,490万円余りを見込んでおりますが、右側説明欄上段のひとり親医療費について、前年度から50万円ほど増額、説明欄中段の重度心身障害者医療費について、前年度から140万円ほど増額となっておりますが、令和5年度の実績により、当初予算を計上しております。

次に、95、96ページまでお進みください。

4款衛生費、1項、1目保健衛生総務費、説明欄、保健衛生一般経費、96ページ中段の二次救急医療対策事業負担金71万円ほどは、二次救急医療に協力する帯広市輪番制6箇所の医療機関、厚生病院、第一病院、協会病院、開西病院、協立病院、北斗病院の6つの医療機関と、十勝管内全市町村が連携を図り、夜間、休日等の救急患者に対する医療提供体制確立のため、中札内村の患者割合に応じた額を負担するものです。

次に、97ページ、4款衛生費、1項、2目環境衛生費、説明欄、有害鳥獣対策費、下段の有害鳥獣捕獲対策支援事業補助金22万円は、前年度までは農業関係者が狩猟免許等を取得した場合に補助金を交付していましたが、要綱の改正により、令和6年4月から、農業関係者以外の方が免許等を取得した場合にも交付対象といたしますので、前年度から10万円ほど増額しております。

次に、98ページ、99ページをお開きください。

3目診療所費、説明欄、診療所管理費、99ページ上段の診療業務監理委託7,150万円は、村立診療所において、令和6年度中に通所・訪問リハビリテーションの開設を予定していることから、通常診療に係る委託料に加えて、必要な備品等の購入費用として1,000万円を増額しております。

なお、必要備品の購入は、指定管理者である北海道家庭医療学センターが行いますが、精算残額については、村に返還することとし、購入備品は村が管理することになります。

なお、98ページ、特定財源欄中段、医療施設等施設整備費補助金320万円余りと、その下段、福祉基金繰入金670万円は、必要備品購入の特定財源として、歳入予算を計上し

ております。

次に、１０８ページ、１０９ページまでお進みください。

１０８ページ、下段、２項清掃費、１目塵芥し尿処理費、説明欄、１０９ページ上段の生ごみ収集処理委託１，０６３万円余りは、前年度から２５０万円ほど増額していますが、収集運搬に使用するトラックの修繕及び生ごみ処理に必要な菌の購入費用を計上しております。

また、本年度から稼働している新施設において、順調に処理ができない時期がありましたので、旧施設と併用し処理を行っております。

そのため、令和６年度においても、新施設が処理できない場合の緊急時対応として、旧施設運転用燃料費を増額しております。

説明欄中段、備品購入費３８万円余りは、ときわ野分譲地増設に伴い、ゴミステーションを新設するための購入費用を計上しております。

その下段、十勝圏複合事務組合負担金、環境分１，７７０万円余りは、組合からの通知により、前年度から７０万円ほど減額しておりますが、令和６年度から新中間処理施設整備に係る費用負担が開始され、整備期間の令和７年度から令和９年度までの３年間は、負担金が増える見込みです。

なお、１０８ページ、特定財源欄上段、新中間処理施設整備事業債１５０万円は、新中間処理施設整備事業の特定財源として、歳入予算を計上しております。

同じく１０９ページ、下段のリサイクルセンター運営費、修繕料１５７万円余りは、リサイクルセンター事務所及び段ボール等搬入施設の経年劣化により、屋根の修繕を実施するものです。

また、１１０ページ、説明欄上段、資源ごみ処理委託８４０万円余りは、令和４年度よりリサイクルセンターからくりんセンターに運搬する際に、安全対策のため、トラックへ積み込みするフレコンバッグの個数を減らしたため、運搬回数が増加することから、前年度から７５万円ほど増額しております。

次に、１１１ページ、１１２ページ、２目墓地火葬場費、説明欄、墓地管理費、１１２ページ上段の墓地植栽委託８４万円余りは、墓地の西側にあるヒバの一部枯死している箇所

の植栽を実施するものです。

その下段、墓地樹木管理委託５０万円余りは、東側にある樹木が畑に隣接し、耕作に支障があることから、枝払いを実施するものです。

次に、５款労働費、１項、１目労働対策費は、前年度から２２４万円ほど減額の５４０万円余りを見込んでおりますが、説明欄下段の失業対策費について、冬季労働者雇用対策事業に係る報酬及び自動車借上料の減額が主な要因となっておりますが、令和５年度の応募者の実績により、当初予算を計上しております。

なお、特定財源欄上段、豊かな環境等創成基金繰入金２７０万円は、失業対策費報酬の特定財源として、歳入予算を計上しております。

以上、簡単ではございますが、住民課所管の予算につきまして説明を終わります。

○議長（中井康雄君） それでは、お諮りいたします。
審議の途中であります。本日の会議はこれまでとして、明日１３日午前１０時から本会議を再開したいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって延会し、明日 13 日午前 10 時から本会議を再開することに決定しました。

本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後 4 時 44 分